

入 札 公 告（ 建 設 工 事 ）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年8月29日

契約担当官

海上自衛隊厚木航空基地隊

厚木経理隊長 磯川 尚広

1 工事概要

(1) 工事名 便所等修繕

(調達要求番号：05-1-1369-8200-5013-00)

(2) 工事場所 神奈川県綾瀬市無番地 海上自衛隊厚木航空基地内

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

便所等の修繕

(4) 工期 令和6年3月15日まで。

(5) 本工事は、資料提出及び入札を紙入札方式で行う対象工事である。

(6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD級以上であること。

(5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した日本国内における工事のうち、建築一式工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。)

なお、当該実績が防衛省発注機関の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録

機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5) の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 建築一式工事において監理技術者又は主任技術者となりうる資格を有する者であること。

イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5) に掲げる工事の経験を有する者であること。（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11) 南関東防衛局の管轄区地域（神奈川県、静岡県、及び山梨県）及び北関東防衛局の管轄区地域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県）に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒252-1101 神奈川県綾瀬市

海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班 担当：矢ヶ部

TEL 0467-78-8611（内線：2447～2449）

FAX 0467-78-1048

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和5年8月29日から令和5年10月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後4時45分まで。

イ 交付場所 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班

ウ 交付方法 手渡し又はFAX若しくは郵送

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年9月19日午後4時45分

イ 提出方法 (1) に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和5年10月18日午後4時45分

イ 提出方法 (1) に持参又は郵送等とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月19日午前11時20分

イ 場所 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行厚木代理店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 海上自衛隊厚木航空基地隊）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価

格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は、入札説明書による。

管理隊長	管理班長	施設計画専門官	管財主任	設備専門官	施設班長	営繕班長	担当者
							

設計図書

工事名：便所等修繕

令和5年8月

海上自衛隊厚木航空基地管理隊

目 録

[illegible]

特記仕様書

調達番号：05-1-1369-8200-5013-00

工事名：便所等修繕

工事場所：神奈川県綾瀬市無番地 海上自衛隊厚木航空基地内

工期：契約締結日から令和6年3月15日まで

(以下、●印の項目を適用する。)

I 工事概要

建物概要及び工事種目

No. 区分	1	2	3	4	5
建物名称	建屋				
棟数	1				
延面積(m ²)	1,476.00				
構造・階数	RC2				
工事区分					
構造体分類					
建築工事					
仮設工事	●				
防水工事	●				
金属	●				
左官	●				
吹付	●				
塗装	●				
内外装	●				
建具	●				
仕上げユニット	●				
撤去工事	●				
電気設備工事					
電灯設備	●				
火災報知設備	●				
撤去工事	●				
はつり工事	●				
機械設備工事					
配管工事	●				
保温工事	●				
土工事	●				
コンクリート工事	●				
ダクト工事	●				
空気調和機設備	●				
給排水衛生設備工事	●				
給水設備	●				
排水設備	●				
給湯設備	●				
はつり工事	●				
撤去工事	●				

Ⅱ 建築工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）[令和4年3月改定]」（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）[令和4年3月改定]」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版）」（以下、「木造標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）[令和4年3月改定]」（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）[令和4年3月改定]」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）[令和4年3月改定]」（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）[令和4年3月改定]」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
- 2 受注者は完成検査（中間検査を含む）の際には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。
- 3 本工事に関係する項目（「1 ○○○」と示す）を適用する。
 - 特記事項で選択する部分については、以下のとおりとする。
 - 印の付いたものを適用する。
 - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - 印と ※ 印が共に付いた場合は、● 印を適用する。
- 4 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 5 特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 6 特記事項に記載の< >内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 7 ㊦印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。（1.4.1）
 - ただし、災害等の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督官と協議するものとする。
- 8 標準仕様書、改修標準仕様書又は木造標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。

Ⅲ 改修一般共通事項

1 適用基準等

- 公共建築工事標準書式

○
○
○

2 工業実績情報の登録

(1.1.4) [1.1.4]

請負金額が500万円以上の工事については登録する。

登録期間：契約締結後（変更契約を含む）及び工事完成後10日以内とする。

登録先：（一財）日本建設情報総合センター

3 施工計画書及び施工図

施工計画書

(1.2.2) [1.2.2]

- 提出する ○ 提出しない

品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

施工図等

(1.2.3) [1.2.3]

- 提出する ● 提出しない

施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

なお、施工図等の作成にあたっては、計画通知の副本等との確認を行うなどして作成するものとし、疑義が生じた場合は書面で監督官と協議する。また、計画通知の副本は、現場事務所に保管するものとする。

4 電気保安技術者

(1.3.3) [1.3.3]

- 配置する ● 配置しない

配置技術者は、関連工事配置電気保安技術者と同名義としても構わない。

5 施工条件

(1.3.5) [1.3.5]

- 現場説明書による。

6 施工中の安全確保

標準仕様書(1.3.7)、(1.3.9)、(1.3.10)による。

改修標準仕様書[1.3.7]、[1.3.9]、[1.3.10]による。

工事中、各施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。また、第三者等に損害を与えた場合には、受注者の責任において補償すること。

受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずること。

- (1) 仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工すること。特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理の下で施工の安全を検討、確認の上、工事を行うこと。
- (2) 施工にあたっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底すること。

7 発生材の処理等

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という）その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達（平成14年5月30日））、「建設工事における再生資源の活用について（通知）」（平成28年4月1日 防整技第7405号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

産業廃棄物の処理等

(1) 産業廃棄物の処理

● 適用する ○ 適用しない

受注者は、本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づいて適正に処分する。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、以下のとおり見込んでいる。

項 目	廃油 ○ 防水アスファルト ○ 揮発油類 ○ 灯油及び軽油類除く	廃プラスチック類 ● 廃合成樹脂建材 ○ 廃発泡スチロール等 ○ 梱包材 ○ 廃タイヤ ○ ポリスチレンフォーム保温材	ガラス屑及び陶器器屑 ● ガラス屑 ● タイル衛生陶器屑 ○ 耐火レンズ屑 ● グラスウール保温材	建設廃材 ● コンクリート破片 ○ アスファルト ○ コンクリート破片 ○ レンガ破片、電柱 ○ ロックウール保温材
運搬距離	k m	k m	k m	k m
受入れ時間帯				
受入れ費用	円/m3	円/m3	円/m3	円/m3
発生概数量	m3	m3	m3	m3
仮置き等の条件				
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

注記) 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

(2) 特別管理産業廃棄物の処分

○ 適用する ● 適用しない

項 目	廃石綿等 (飛散性アスベスト廃棄物)	CCA処理木材 (クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤)
運搬距離	k m	k m
受入れ時間帯		
受入れ費用	円/m3	円/m3
発生概数量	m3	m3
仮置き等の条件		
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出

(3) 石綿撤去

ア 撤去作業員は保護服、防塵メガネ、防塵マスク、ゴム手袋等を着用し作業にあたる。

イ 作業周囲には防塵シート等を張り、石綿粉塵の飛散防止を図る。

ウ その他細部については以下を参照し実施する。

(ア) 既存建物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説（国土交通省住宅局建築指導課）

(イ) 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）

(ウ) 廃石綿等処理マニュアル（暫定）（平成17年3月、環境省大臣官房産廃物・リサイクル対策部）

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法	
		手作業	手作業、機械作業併用（範囲）
● 解体工事	● 建築設備の取り外し	●	○（○図示 ○）
	● 内装材等の取り外し	●	○（○図示 ○）
	○ 屋根ふき材の取り外し	○	○（○図示 ○）
	○ 外装材の取り外し	○	○（○図示 ○）
	○ 上部構造部分の取り壊し	○	○（○図示 ○）
	○ 基礎の取り壊し	○	○（○図示 ○）
	○ 基礎杭の取り壊し	○	○（○図示 ○）
	○ その他（ ）	○	○（○図示 ○）
	○ 造成等の工事	○	○（○図示 ○）
○ 新設工事 ○ 増築工事 ● 修繕 ○ 模様替	● 基礎の工事	●	○（○図示 ○）
	○ 基礎杭の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 上部構造部分の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 外装の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 屋根の工事	○	○（○図示 ○）
	● 建築設備工事	●	○（○図示 ○）
	● 内装等の工事	●	○（○図示 ○）
	○ その他（ ）	○	○（○図示 ○）

特定建設資材廃棄物の再資源化に係る処分

特定建設資材 廃棄物の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	発生概数量
☐ コンクリート				
☐ コンクリート及び鉄 からなる建設資材				
☐ 木材				
☐ アスファルト・コンクリート				
☐ 発生土				

特定建設資材廃棄物以外の産業廃棄物の処分

特定建設資材 廃棄物以外の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	発生概数量
☐				
☐				
☐				
☐				

- 仮置き等の条件（ 廃材等の置場は官側と調整する。 ）

再生資材の利用

資 材 名	規 格	使 用 区 分
☐ 再生加熱アスファルト混合物	骨材最大寸法 13mm	道路及び駐車場の表層
☐ 再生クラッシャーラン	RC-40~0	下層路盤・構造物の基礎等
● 再生粒度調整砕石	Rm-30~0	上層路盤
☐		

○ 提出書類等

「建設リサイクル法」第12条に基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可証の写しを監督官（建築課長）あてに提出し、説明を行う。

- (1) 解体工事においては、解体する建築物等の構造
- (2) 新設工事等においては、使用する特定建設資材の種類
- (3) 工事着手の時期及び工程の概要
- (4) 分別解体等の計画
- (5) 解体する建築物等に用いられた建設資材量の見込み

「建設リサイクル法」第13条に基づく契約書記載事項の協議を行う。

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 再資源化等に要する費用

「建設リサイクル法」第18条に基づく報告書を監督官に提出し、報告を行う。

- (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の再資源化に要した費用

マニフェストの写しを監督官へ提出する。

建設リサイクル法及び関係法令に係る規模以上の解体、新築、改修等工事である場合、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画について、施工計画書に記載する。

変更に係る協議

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記の条件によりがたい場合は、監督官と協議する。

現場において再利用するもの（ ） (1.3.11) [1.3.12]

特別管理産業廃棄物（ ☐ 廃石綿 ☐ PCB含有物 ☐ ） (1.3.11) [1.3.12]

引き渡しを要する発生材（ ● 金属類 ☐ PCB含有物 ☐ ） (1.3.11) [1.3.12]

せっこうボードの処理方法 (1.3.11) [1.3.12]

石綿含有せっこうボード ☐ 改修標準仕様書9.1.5による

☐ ひ素・カドミウム含有せっこうボード ☐ 製造業者に回収を委託 ☐ 管理型最終処分場で埋立処分

☐ 上記以外のせっこうボード ☐ 最終処分 ☐ 再資源化

8 環境への配慮

(1.4.1) [1.4.1]

(1) 環境物品等の調達

受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

(2) 「グリーン購入法」に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

(3) 化学物質を放散させる建築材料等

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると、共に次のア～エを満たすものとする。

ア 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材及び壁紙は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

イ 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

ウ 接着剤は可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。

エ アの材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。

※1 ホルムアルデヒドを放散しないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示材料をいう。

※2 ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）をいい、原則としてF☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）を使用するものとする。

9 材料の品質等

(1.4.2) [1.4.2]

本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとする。

（１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

（２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

（３）安定的な供給が可能であること。

（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

（６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。

また、設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督官の承諾を受けること。

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督官に提出する。

10 材料の検査等

(1.4.4) [1.4.4]

● 監督官が指定したもの

○ 検査を行うもの（ ○ 杭材 ○ コンクリート ○ 鉄筋 ○ 鉄骨 ○ _____ ）

11 石綿含有建材の調査

[1.5.1]

事前調査

調査項目 ● 設計図書

調査範囲 ○ 図示 ● 施工場所

既存の石綿含有建材の分析結果 ○ 貸与する ● なし

調査方法 ○ 図示 ● 目視 ● 既存の設計図書

(1) 大気汚染防止法に基づき、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認する。

(2) 調査結果を監督官へ書面で提出し、説明を行う。

- (3) 調査結果を関係法令に基づき、官公署へ報告を行う。
 (4) 調査結果の概要を見やすい場所に掲示する。
 (5) 分析調査を行う必要がある場合は、監督官と協議する。

調査報告書の部数 (☒ 1部 ☐ 部)

事前調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督官と協議する。

分析調査

[1.5.1]

☒ 分析する ☐ 分析しない

分析対象 アクリライト、アモサイト、アンソライト、クリソタイル、クロントライト及びトリモライト

分析方法 ☒ JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」による。

☐ JIS A1481-2「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」による。

☐ JIS A1481-3「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部：アスベスト含有率のX線回析定量分析方法」による。

☐ JIS A1481-4「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベスト含有の定量分析方法」による。

材料名及び分析試料数

対象施設名	材料名	定性分析	定量分析
建屋	化粧石こうボード	・ (試料数：1)	・ (試料数：)
	フレキシブルボード	・ (試料数：1)	・ (試料数：)
	石綿ケイカル板	・ (試料数：1)	・ (試料数：)
	防水ボード	・ (試料数：1)	・ (試料数：)
	ポリスチレンフォーム	・ (試料数：1)	・ (試料数：)
		・ (試料数：)	・ (試料数：)
		・ (試料数：)	・ (試料数：)
		・ (試料数：)	・ (試料数：)
		・ (試料数：)	・ (試料数：)
		・ (試料数：)	・ (試料数：)
		・ (試料数：)	・ (試料数：)
		・ (試料数：)	・ (試料数：)

1 試料当たり3サンプルを採取する。

調査報告書の部数 (☒ 1部 ☐ 部)

分析調査の結果、石綿含有が認められた場合は、監督官と協議する。

12 施工調査

施工計画調査

[1.6.1]

調査項目 ☐ 設計図書

調査範囲 ☐ 図示 ☐ 施工場所

調査方法 ☐ 図示 ☐ 目視

施工数量調査

[1.6.2]

調査項目 ☐ 防水改修 ☐ 外壁改修 ☐ 塗装改修 ☐ 階段改修 ☐ _____

調査範囲 ☐ 図示 ☐ 施工場所

調査方法 ☐ 図示 ☐ 目視、テストハンマーによる打診等 ☐ 目視

(1) コンクリート打放し外壁の場合

ア ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

イ コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。

ウ ア及びイの結果を記録し、監督官に提出する。

(2) モルタル塗り仕上げ外壁及びタイル張り仕上げ外壁の場合

ア 浮き部分を壁面に表示する。また、欠損部の形状寸法等を調査する。

イ ア以外は、(1)による。

(3) 塗り仕上げ外壁の場合

ア 仕上塗材等の劣化部分、はく離部分等を壁面に表示する。

イ 既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

ウ ア及びイ以外は、(1)又は(2)による。

調査報告書の部数 (☐ 1部 ☐ 部)

施工調査を行った数量が設計図書に明示された数量と異なる場合は、監督官と協議する。

また数量は後日精算する。

既存部分の破壊を行った場合は、破壊以前の状態に復し、補修方法は図示による。[1.6.3]

13 技能士

(1) 建築改修工事

● 適用する ○ 適用しない

(1.5.2) [1.7.2]

工事種目	技能検定職種	技能検定の作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、セメント系防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、FRP防水工事作業、改質アスファルトシート工法防水工事作業
		建築板金
		スレート施工
		樹脂接着剤注入施工
外壁改修工事	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
建具改修工事	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	建築大工	大工工事作業
内装改修工事	内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業
		建築板金
		表装
		左官
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	塗装	建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業

(2) 設備工事

(1.5.2) [1.6.2]

作業内容	適用技能士
配管工事の施工	1 級配管技能士 (○ 適用する ● 適用しない)
熱絶縁工事の施工	1 級熱絶縁施工技能士 (○ 適用する ● 適用しない)
冷凍・冷却及び空気調和機器の据付及び整備	1 級冷凍空気調和機器技能士 (○ 適用する ● 適用しない)
ダクトの施工	1 級建築板金技能士 (○ 適用する ● 適用しない)

14 化学物質の濃度測定

(1.5.9) [1.7.9]

○ 測定する ● 測定しない

測定方法

○ パッシブサンプリング (パッシブ法、拡散方式)

○ ポンプサンプリング (アクティブ法、吸引方式)

(1) 化学物質の濃度測定実施方法

ア 測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを対象とする。

イ 測定

(ア) 測定確認濃度は厚生労働省の指針値 (以下「指針値」という。) 以下とする。

(イ) 測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し、対処法を監督官に報告後対応する。

(ウ) 対処方法を講じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。

(エ) (イ) の対処方法を講じる範囲は、測定を実施した室以外も全て行うものとする。

(オ) 濃度測定は、測定対象化学物質全てを同時に測定する。

(カ) 中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備試運転終了後、設備の稼働した状況で測定する。

(キ) 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(ク) 測定する際は、空気の吹き出し口をさける。

厚生労働省の指針値

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 μg/m ³)
トルエン	0.07 ppm (260 μg/m ³)
キシレン	0.20 ppm (870 μg/m ³)
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,800 μg/m ³)
スチレン	0.05 ppm (220 μg/m ³)

ウ 測定方法

(ア) 30分間換気

測定対象室の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し30分間換気する。

(イ) 5時間閉鎖

(ア)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造付家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

(ロ) 測定

パンプ型の採取機器を使用して測定を行う場合は次のa～dによる。

a (イ)の状態のままで測定する。（その他の開口部を開放する場合は監督官の指示による）

b 測定時間は、原則24時間とする。

c 測定位置は「(2) 測定 ⑧」の位置をさけ、対象室の中央付近のFLから1.2～1.5mの高度で測定を行う。

d 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

注) 1：①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

2：測定位置を特定する際、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系建材を架台等に使用することは、その放散の影響を受けることが想定されるため使用しないものとする。

エ 測定対象室及び測定箇所数

測定対象施設名	測定対象室名	測定対象室面積・測定箇所数	測定対象室数
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室

15 技術検査

(1.6.2) [1.8.2]

(1) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定する中間技術検査の対象工事とする。 ● しない。

(2) 中間技術検査は、原則として、次に示す施工段階において、() 回実施するものとする。

対象建物等	実施時期
○	○ 基礎埋戻し前
○	○ 配筋完了時（コンクリート打設前）
○	○ 躯体完了時
○	○ 鉄骨建方完了時
○	○ 内装仕上げ前
○	○ 機器設置時

(3) 中間技術検査の検査日は、監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。

(4) 受注者は、発注者が中間技術検査において確認した部位であっても、その後、監督官又は完成検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示に従うものとする。

16 完成図等

○ 作成する ● 作成しない

(1.7.1～2) [1.9.1～2]

完成図（原図サイズ：)

(1.7.2) [1.9.2]

完成図の種類及び記入内容

(1.7.2) [1.9.2]

○ 完成図は、原設計図に設計変更及び工事打合せ簿による変更を含めた内容で作成する。ただし、設計・施工一括発注方式による部分は、発注者の承認を受けた設計図を原設計図として完成図を作成する。

- 標準仕様書 表1.7.1 による。
- 改修標準仕様書 表1.8.1 による。
-

完成図の様式 (1.7.2) [1.9.2]

- 改修標準仕様書1.8.2(b)(1)による ○ 様式適宜
- CADデータの貸与 ○ 貸与する ○ 貸与なし
- 完成図CADデータ ○ 提出する ○ 提出しない
- ファイル形式 ○ DXF ○ JWW ○
- 電子記憶媒体 ○ CD-R ○ DVD-R ○

施工図及び施工計画書の提出について (1.7.2) [1.9.2]

- (1) 施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。
鉄筋配筋図（納まり図含む）、コンクリート躯体図、鉄骨製作図、建具製作図、その他監督官が必要と判断するもの
- (2) 本工事に係る施工図の著作権の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。
- (3) 提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（1部）とする。ただし、製作図で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。

17 保全に関する資料 (1.7.1) [1.9.3]

提出部数 ○ 各2部 ○ 部

18 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の施工方法については、材料製造所の指定する工法とする。

19 木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律（平成22年法律第36号）」第7条第2項第4号及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）」第4の規定に基づき定められた「防衛省が整備する建築物における木材の利用の促進のための計画（防経施第5097号。平成23年4月22日）」を踏まえ、木材利用（仕上げ材、下地材等）の促進等に有効な提案がある場合は、監督官と採用について協議できるものとする。

20 排出ガス対策型建設機械 ㉔

本工事に於いて、下表に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

機種	バックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベアマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン
備考	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

21 低騒音型 ㉔・低振動型建設機械

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

ただし、低騒音型・低振動型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

22 設備工事との取り合い

工事区分			建築	設備
開口部及び貫通部	S、SRC造 梁の貫通部	補強及びスリーブ	・	・
		補強	・	・
	RC造 梁の貫通部	スリーブ	・	・
		スリーブ150mm以上の補強	・	・
	RC造 床及び壁の貫通部	補強	・	・
		スリーブ	・	・
		スリーブ150mm以上の補強	・	・
		型枠	・	・
	デッキプレートの貫通部	補強	・	・
		切り込み	・	・
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	・	・
		補強を要する切り込み	・	・
補強を要しない切り込み		・	・	
穴埋め補修		・	・	
墨出し		・	・	
改修工事におけるはつり補修	配管等の貫通部の穴あけ		・	・
	角型穴明け補修		・	・
	床はつり補修		・	・
機器の基礎	屋内配置		・	・
	屋上配置（架台、アンカーボルト除く）		・	・
	屋外設置（架台、アンカーボルト除く）		・	・
	架台、アンカーボルト		・	・
	特記した基礎		・	・
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む）			・	・
換気扇の取付枠			・	・
床下水槽のマンホール蓋			・	・
流し台（排水トラップ）			・	・
湯沸室の排気フード			・	・
床、点検口			・	・
設備機器等の天井点検口			・	・
オイルサービスタンクの防油堤			・	・
駆動装置が電動の建具類の二次配線及び操作スイッチ			・	・
自動閉鎖装置取付箇所への切り込み補強			・	・
			・	・

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督官の承諾を受ける。

23 工事写真

次のものを監督官に提出する。

分類	規格	部数	備考
着工前	サービス版(89×127 mm)	各1部 アルバム 張付け	以下をアルバム共提出する。 ○ ネガ ○ 電子記憶媒体（○ CD-R ○ ） ファイル形式及び提出部数等は監督官と協議する。
工事中	(カラー)		
完成時	外部 四つ切り(254×305 mm) 内部 キャビネ版(120×165 mm) (カラー)		

国土交通省大臣官房営繕部の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」を参考に整理する。

24 設計図の製本等

契約時及び設計変更契約時に、下記の設計図を監督官に提出する。

設計図	製本	部数
○ 設計図	○ A-4折り製本	部
	○ 二つ折り製本	部
	○ A-4折り（バラ）	部
○ 設計図の縮小版	○ A-3版第二原図	部
	○ A-4版製本	部
	○ A-4折り	部

25 火災保険等

加入し、証券の写しを監督官に提出する。

26 国有財産に関する資料

○ 作成する ● 作成しない

財産図の様式

原図 ○ ケミカル和紙 1部 ○ _____

青焼 ○ 1部 ○ _____部

内容 案内図、配置図、平面図、内外仕上表、その他監督官との協議による。

財産図は、工事完成検査時まで提出するものとする。

27 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は監督業務を所掌する部署の長（以下「担当課長」という。）の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。

イ アの書類の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課長から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを担当者から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

28 入門手続等

(1) 受注者は、基地等の中で工事を行う場合、基地等への立入り及び基地等内での行動（入門手続・火気取扱い・工事用通路等）は、当該基地等の規則（部隊諸規則）及び基地等関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。（国籍により基地等への立入りができない場合がある。）

なお、やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

(2) 基地等への立入りに際しては、基地等所定の許可証が必要であり、この許可証の取得に要する期間は所定の手続終了後概ね（1週間）要する。

(3) 臨時及び短期の立入りについては、基地等の規定に基づき所定の手続きを行えば可能である。

(4) 基地等内工事用車両の通行ルート of 安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等は、騒音、振動、土砂等の飛散による粉塵、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努めなければならない。

29 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事事故報告書を指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

30 工事関係書類の適正な管理

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

31 電子納品

○ 実施する ● 実施しない

電子納品とは、図面及び施工計画書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を電子媒体に格納する納品をいう。

なお、成果物は「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書（案）について（通知）」（平成27年10月1日防整施第17541号）による電子データを2セット提出するものとする。

32 建築基準法に基づき定められた区分等

(風圧力) (施行令第82条の4)

基準風速 ($V_0 =$) m/s)

地表面粗度区分 = ☐ I ☐ II ☐ III ☐ IV)

建物名称	風圧力の割増の有無 (係数)
	☐ 有り () ☐ 無し
	☐ 有り () ☐ 無し
	☐ 有り () ☐ 無し

(積雪荷重)

積雪区分 平成12年建設省告示第1455号別表 ()

建物名称	積雪荷重 (N/m^2)

33 六価クロム溶出試験

☐ 行う ☒ 行わない

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果が環境省基準 (0.05 ppm) を越えないことを確認し、試験結果 (計量証明書) を提出する。

なお、試験方法は、国土交通省が定める「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は監督官と協議する。

工 種	工 法	配合設計段階検体数

34 工事の一時中止に係る計画書の作成

- (1) 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する計画書 (以下「現場管理計画書」という。) を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、現場管理計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

35 工事監理業務

別途委託契約する工事監理業務の有無 ☐ 有り ☒ 無し

- (1) 本工事は、工事監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務委託共通仕様書に示すとおりである。
- (2) 受注者は、設計図書において規定される監督官への報告、承諾書は、特別な場合を除き、工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等を経由して行うものとする。

36 施工確認等

本工事における施工確認は、次に基づき行うものとする。

- (1) 受注者は、施工確認、監督官の立会いに必要となる調査及び出来形等算出の作業、品質等の確認を行い、その結果を整理し、監督官に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、不可視部分となる工事の調査が出来るよう監督官に十分な機会を提供するものとする。
- (3) 施工確認及び立会いは、監督官または工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等が行うものとする。

37 工事連絡会議

工事連絡会議の設置 ☐ 設置する ☒ 設置しない

- (1) 本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者・受注者及び本工事に係るコンサルタントが (工事着手前及び必要に応じ) 一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」 (以下「会議」という。) の設置対象工事である。

- (2) 会議は、受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地確認等の完了後、速やかに連絡・確認事項等の整理を行うとともに、受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。
- また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催することができる。
- (3) 受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）を標準とする。
- (4) 会議においては、工事の規模・難易度等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者 1 人/回/ 回、担当技術者（担当 1 人/回/ 回、 担当 1 人/回/ 回））については、本工事に見込むものとする。
- (5) 会議の開催場所は 防衛局（又は 工事監督官事務所）とする。
- 注）（4）は工事内容に応じて、設計業務受注者を参加させる場合に追記【発注時に削除】

38 迅速対応指針

- (1) この工事は「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。
- 「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- (2) 問題が発生した場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。
- (3) 受注者は計画工程を作成すること。作成にあたっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うこと。
- (4) 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

39 工事現場管理

- (1) 施工体制台帳等の適正な整備について
- ア 受注者は、建設業法24 条7 に該当する工事については、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えると共に監督官に提出する。
- なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- イ 建設業退職金共済制度については、購入状況の分かる書類の写しを添付する。
- また、購入の必要がない場合は理由書を添付すること。
- ウ 労災保険・労働保険・組立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。
- エ 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。
- (2) 主任技術者等
- ア 建設業の許可を受けている建設業者は、請負代金額の大小にかかわらず必ず現場に主任技術者を置かなければならない。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請金額の合計金額が 3, 0 0 0 万円以上となる場合には特定建設業の許可が必要になると共に、主任技術者に代えて「監理技術者（資格者証及び講習修了証を有するもの）」を置かなければならない。
- イ 主任技術者等は、工事現場に専念するものとする。ただし、請負代金が 2, 5 0 0 万円未満の工事の場合は、工事現場への専任は要しない。
- ウ 本件の主任技術者等は「 工事」と同一として良い。
- (3) 工事現場の管理で特に必要な事項
- ア 受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずるものとする。
- (ア) 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全策や防災訓練等の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。
- (イ) 本工事の施工に際し、現場に即した安全策や防災訓練等について工事着工後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、以下の項目から実施内容を選択し安全策や防災訓練等を実施するものとする。
- a 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- b 本工事内容の周知徹底
- c 本工事における災害対策訓練
- d 本工事現場で予想される事故対策
- e その他、安全策や防災訓練等に必要な事項
- イ 工事の安全に際しては、次の事項に十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。

- (ア) 施工計画の作成にあたっては、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工するものとする。
特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理のもとで施工の安全を検討、確認の上、施工するものとする。
- (イ) 施工にあたっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
- (ウ) 停電作業を行う場合において、主任技術者等は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。
- (エ) 火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか、次による。
 - a 火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。
 - b 内燃機関を有する建設用機械は室内では原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記(ア)及び労働安全衛生規則第57.8条を厳守すること。

40 公務員宿舎の外壁改修工事の施工計画

○ 適用する ● 適用しない

入居中の宿舎の外壁改修工事に当たっては、入居者への環境配慮の一環として、南面若しくは北面いずれか一方の開口部が改修工事中に必ず開放可能となるよう、施工計画を行う。
なお、片面開放期間中については、工事作業足場は設置しないものとする。

41 技術提案の履行の確認

○ 受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業を下請に採用する予定状況及び簡易な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理し、監督官に提出するとともにその内容及び実施方法等について説明を行うものとする。

また、受注者は、総合評価計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了毎に監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。

● 実施しない

42 調査及び詳細図等の作成

○ 実施する ● 実施しない

- (1) 調査及び詳細図等の作成は「詳細図等作成特記仕様書」及び「詳細図等作成共通仕様書」により実施する。
- (2) 設計図面のうち、類似図面（「類似」と表記されたもの）は参考図であり、積算は数量表による。
- (3) 工事的目的物の直接的な着手は、施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という）の作成に必要な最小限の測量、土質調査等（以下「調査」という）の成果、並びに詳細図等を提出し、承認を得た後とする。
- (4) 詳細図等の作成は、原則として当省の測量・建設コンサルタント等の競争参加資格者かつ級別の格付を受けているものに委託するものとする。
- (5) 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の確認を行い該当する事項がある場合は、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めることとする。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督官から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合には従わなければならない。

43 見積を活用する積算方式（見積活用方式）

○ 対象工事 ● 対象外工事

本工事は見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。

なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する調査要領等に基づき、実績価格調査表の作成を行い、工事完成までに監督官に提出するものとする。

44 共通費等実態調査

○ 実施する ● 実施しない

共通費実態調査とは、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした共通費モニタリング調査である。

なお、調査表は監督官から配布するものとする。

45. 難工事の指定

○ 適用する ● 適用しない

本工事は、難工事に指定された工事である。

難工事とは、山間僻地または施工の条件が困難な工事である。

46 住宅瑕疵担保責任の履行の確保等

○ 対象工事 ● 対象外工事

・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）本法律に基づき必要な資力確保措置を行ったことを証明する書面を監督官に提出する。

(对象建物:)

- ・ 関連する設備工事が発注される。

保険に加入する場合は、設備工事を連名とする。

本法律に基づき必要な資力確保措置のための費用については、本工事の負担とする。

- ・工事完了に当たっては、関連する工事に保険を引き継ぐものとする。

47 その他

(1) 本工事の施工及び手続きに関しては、工事請負契約一般条項による。

(2) 本工事は、本仕様書及び監督官の指示に従い施工するほか、国土交通省監修公共建築（改修）工事標準仕様書をはじめ、官公署等の関係諸法規等に遵守して施工すること。

(3) 受注者は、本工事全般において守秘義務を負うものとし、知り得た官有施設及び装備品等に関する一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

(4) 本仕様書及び工事において疑義が生じたとき、または仕様書等に記載なき大きな不具合箇所を発見したときは、速やかに官側に連絡し、その指示に従うこと。

(5) 仕様書、図面に明記がない事項についても本工事完了のため現場の収まり、取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、其々による数量を幾分増減する等の軽微な変更

及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合には、監督官の指示に従い請負業者側の負担により実施するものとする。

(6) 本仕様書上において、標準図の記載のあるものについては、部材の肉厚等基本となる数値は変えてはならないものとするが、機能がその目的に合致するものであれば、その形状、寸法等については多少の相違は差支えないものとする。また、参考図と記載されたものは、大要を示したものであり形状等を拘束するものではないものとする。

(7) 本工事において、受注者側の故意または過失によって生じた損傷は、すべて受注者側の負担において復旧する。復旧にあたっては、事象発生後速やかに官側に報告し、官側の指示に従い速やかに復旧するものとする。

(8) 工事施工に関する必要な諸手続きは、請負業者において迅速に処理しなければならない。また、この手続きに要する諸費用は請負業者の負担とする。

(9) 出入門等については、基地等で定められた所定の手続きを行い、工事実施関係場所以外への無断立入及び写真撮影は禁止する。

(10) 作業実施時間は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く0800から1645までを原則とし、時間を超過して作業を実施する場合、又は官側休日に作業を実施する場合においては、事前に監督官と調整のうえ実施すること。

(11) 火気及び火花、熱を発生し出火の可能性のあるもの（ディスクグラインダー・電熱器具等）を使用する場合は、火気使用申請書を提出後、消火器等を現場に設置し、火災予防に留意すること。

(12) 特記仕様書で記載されている材料および工法等のうち、商標・商品・メーカー名が記載されているものは、同等品又は同等の工法以上とする。なお、同等とは特記仕様書で指定された材料・工法等よりも優れるか同質のもので、設計仕様を満たすと官側検査官が認定したものを指す。同等品又は同等の工法以上にて応札予定の場合は応札の7日前までにその基本性能を証明する書面又はカタログおよび機能・性能比較表を提出し、規格の適合性について審査を受けること。

(13) 建具類は承認図を監督官へ提出し、承認を得てから製作すること。

(14) 本工事に伴う発生材等は、官側の承認を得て法令に基づき場外搬出のうえ適切に処分すること。ただし、発生材等有価物と判断され官側に指示された場合は、所定の大きさ（1m程度）に切断のうえ、指示された場所へ返納すること。

あわせて所定の書類を作成し、提出すること。

(15) 現場代理人は必ず受注者（元請業者）より選出し常駐させ、監督官との連絡を密にすると共に、施工体系を確立し、且つ工事現場に施工体系図等標識を備え、指定の工事を履行期限まで適切かつ安全に完工すること。

- (16) 主任技術者、監理技術者等の配置、専任については、法令に基づき、実施するものとする。
- (17) 受注者は本工事において工事従事業者（下請負者）を設定する場合においては、受注者と別に当該工事従事業者より主任技術者を配置させると共に、施工体制台帳他（付帯する書類一式）を作成、工事現場に備え置くとともに、監督官に写しを提出し法令違反の有無等についての点検を受けることとする。なお、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記し、変更に関する事項について作成、提出すること。
- (18) 監督官は、工程の管理、工事の立会、施工状況の確認等について、工事請負契約一般条項に基づき、監督業務を行うものとする。
- (19) 検査官は、工事材料の規格・数量・品質及び性能等について、工事請負契約一般条項に基づき、検査業務を行うものとする。

IV 改修建築工事仕様

1 章 仮設工事

● 適用する ○ 適用しない

1 足場その他

[2.2.1] [表2.2.1～2]

内部足場 種別 ● 脚立、足場板等 ○ _____
 外部足場 種別 ○ くさび緊結式足場（手すり先行工法）
 防護シート ○ 設置する 仕様（メッシュシート）
 材料、撤去材等の運搬方法 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ● D種 ○ E種

[2.2.1]

- (1) 足場を設ける場合は、改修標準仕様書 2.2.1(2)によるほか、設置においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
 (2) 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

2 既存部分の養生

[2.3.1]

既存部分の養生方法 ● ビニルシート等 ○ _____
 既存家具等の養生方法 ○ ビニルシート等 ○ _____
 既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所 ○ 行う()
 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ○ 行う（図示）

3 仮設間仕切

[2.3.2]

○ 設ける（下記種別による） ● 設けない
 仮設間仕切り等の種別

種別	下地	材 種	充填材	塗装
○ A種	○ 木下地	○ せっこうボード(○ 9.5mm ○)	厚さ _____ mm	○ 片面
○ B種	○ 軽量鉄骨	○ 合板(○ 9mm ○)		○ 無し
○ C種	○ 単管下地	○ 防災シート		
○ 仮設扉	○ 木製扉	○ 合板張り程度 ○		○ 無し
	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度 ○		○ 有り

充填材 ○ グラスウール (○ 24K ○ 32K ○) ○ _____
 塗 装 ○ E P - G ○ E P ○ 図示による
 仮設扉の設置箇所 ○ 図示 ○ _____ 仕様 ○ 合板張り木製扉程度

4 監督官事務所等

[2.4.1]

○ 設ける（規模及び仕上げの程度等は、現場説明書による。）
 ● 設けない

5 工事用水及び工事用電力

● 施工場所の水及び電力を利用できる。（ ○ 有償 ● 無償）
 ○ 施工場所の水及び電力を利用できない。

6 指定仮設

○ 図示及び現場説明書による

2章 防水改修工事

● 適用する ○ 適用しない

1 降雨等に対する養生方法(とい共)

[3.1.3][3.8.3]

● 改修標準仕様書 3.1.3(5) (ア)～(ウ)による。

○

2 シーリング

シーリング改修工法の種類

[3.1.4][表3.1.2]

● シーリング充填工法 ○ シーリング再充填工法 ○ 拡張シーリング再充填工法 ○ ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所

[表3.1.2][3.7.2][4.2.2][表3.7.1]

施工箇所	シーリング寸法	目地寸法	種別
● 天井ボード	10×10		P U - 2
● ライン・水回り面	10×10		S R - 1
○			
○			

ブリッジ工法 ボンドブレイカー張り ○ 適用する
エッジング材張り ○ 適用する

[3.7.7]

接着性試験

[3.7.8]

○ 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験 (部位:)

3章 建具改修工事

● 適用する ○ 適用しない

1 改修工法

[5.1.3]

● かぶせ工法 (● 扉交換工法 ○ 持ち出し工法 ○ ノンシール工法)

○ 撤去工法 (○ はつり工法 ○ 引き抜き工法)

● 新規に金属製建具を設置する

壁開口範囲 ○ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた寸法 ○ 図示

○ 建具周囲のはつり

○ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた位置に両面カッターを入れる ○ 図示

2 見本の製作等

[5.1.5]

建具見本の製作 ● 行わない ○ 行う (建具符号:)

建具見本の程度 ○ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの

○ 納まり等がわかる程度のもの

特殊な建具の仮組 ○ 行う (建具符号:)

[5.1.5]

3 防犯建物部品

[5.1.7]

○ 適用する ()

4 アルミニウム製建具

外部に面する建具の性能等級

[5.2.2][5.3.4][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	備考
● A種	S-4	A-3	W-4	○ 70(注) ○	
○ B種	S-5				
○ C種	S-6	A-4	W-5	○ 100 ○	
○ 図示					

(注) 引違い、片引き等窓で、複層ガラス使用の場合は、枠見込みを100mmとする。

防音ドアセット・防音サッシ ○ 適用する 遮音性の等級 ()

断熱ドアセット・断熱サッシ ⑥ ○ 適用する 断熱性の等級 ()

耐震ドアセット ○ 適用する 面内変形追随性の等級 ()

表面処理 [5.2.4][表5.2.2]

外部に面する建具 ● BB-1種 ○ BB-2種 (○ ブロンズ ○ ブラック ○)

屋内の建具 ○ AC-1種 ○ AC-2種 (○ ブロンズ ○ ブラック ○)

結露水の処理の方法 ○ 図示 [5.2.4]

水切り板、ぜん板等 ○ 図示 [5.2.5]

5 樹脂製建具

外部に面する建具の性能等級

[5.3.2][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	備考
○ A種	S－4	A－4	W－4	○	
○ B種	S－5		W－5		
○ C種	S－8				
○ 図示					

防音ドア・防音サッシ ○ 適用する 遮音性の等級 (○ T-1 ○ T-2 ○) [5.3.2]

断熱ドア・断熱サッシ ○ 適用する 断熱性の等級 (○ H-4 ○ H-5 ○ H-6 ○) [5.3.2]

表面色 ○ 標準色 ○ 特注色 [5.3.4]

ガラス ○ 複層ガラス ○ [5.3.3]

6 鋼製建具

簡易気密型ドアセット ○ 適用する (適用箇所は建具表による)

[5.4.2]

外部に面する鋼製建具の耐風圧性 ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6

[5.4.2][表5.2.1]

防音ドア・防音サッシ ○ 適用する 遮音性の等級 ()

[5.4.2]

断熱ドア・断熱サッシ ⑥ ○ 適用する 断熱性の等級 ()

[5.4.2]

耐震ドア ○ 適用する 面内変形追随性の等級

[5.4.2]

鋼板

○ 溶融亜鉛めっき鋼板 (めっき付着量) ○ Z12又はF12

[5.4.3]

○ 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (めっき付着量) ○ Y08

○ [5.4.3]

○ 鋼板類の厚み ○ 改修標準仕様書 5.4.4(1)による ○ 図示

[5.4.4]

7 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセット ○ 適用する (適用箇所は建具表による)

[5.5.2]

防音ドア・防音サッシ ○ 適用する 遮音性の等級 ()

[5.5.2]

断熱ドア・断熱サッシ ⑥ ○ 適用する 断熱性の等級 ()

[5.5.2]

耐震ドア ○ 適用する 面内変形追随性の等級

[5.5.2]

戸の鋼板 ● 亜鉛めっき鋼板 ○ ビニル被覆鋼板 ○ カラー鋼板

[5.5.3]

召合わせ、縦小口包み板等の材質

[5.5.3]

○ 鋼板 (○ P S部 ○)

○ ステンレス鋼板 (○ 一般部 ○)

○ アルミニウム合金押出型材 (○)

鋼板類の厚み ● 改修標準仕様書 5.5.4(1)による ○ 図示

[5.5.4]

8 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセット ○ 適用する (適用箇所は建具表による)

[5.6.2]

外部に面するステンレス製建具の耐風圧性 ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6

[5.6.2][表5.2.1]

防音ドア・防音サッシ ○ 適用する 遮音性の等級 ()

[5.6.2]

断熱ドア・断熱サッシ ⑥ ○ 適用する 断熱性の等級 ()

[5.6.2]

耐震ドア ○ 適用する 面内変形追随性の等級

[5.6.2]

ステンレス鋼板 屋外 ○ SUS304 ○ SUS430JIL ○ SUS443J1

[5.6.3]

屋内 ○ SUS304 ○ SUS430JIL ○ SUS443J1 ○ SUS430

表面仕上げ ○ HL仕上げ ○ 鏡面仕上げ ○

[5.6.4]

曲げ加工 ○ 普通曲げ ○ 角出し曲げ

[5.6.5]

9 建具用金物

金物の適用

[5.7.2][表5.7.1]

種類	見え掛りの材質			
シリンダー箱錠	☐ レバーハンドル	☐ アルミニウム合金	☐ ステンレス	☐ 黄銅
	☐ 握り玉	ステンレス		
シリンダー本締り錠	握り玉	ステンレス		
モノロック	握り玉	ステンレス		
本締り付きモノロック	握り玉	ステンレス		
本締まり錠	握り玉	ステンレス		
空錠	☐ レバーハンドル	☐ アルミニウム合金	☐ ステンレス	☐ 黄銅
	☐ 握り玉	ステンレス		
グレモン錠	レバーハンドル	☐ 亜鉛合金程度	☐ ステンレス	
点検口錠	☐ 亜鉛合金程度	☐ ステンレス		
丁番	☒ ステンレス	☐ 黄銅		
ピボットヒンジ	ステンレス (本体は鋼)			
ヒンジクローザー(丁番形)	鋼 (焼付け塗装)			
ヒンジクローザー(ピボット形)	ステンレス (本体は鋼)			
ドアクローザー	本体：アルミニウム合金、アーム部：鋼(焼付け塗装)			
閉鎖順位調整器	☐ ステンレス	☐ 鋼		
押棒・押板	☒ ステンレス	☐ 黄銅	☐ 合成樹脂	
上げ落し(フランス落し)	☐ 亜鉛合金程度	☐ ステンレス		
アームストッパー	☐ 鋼(クロームめっき)	☐ ステンレス		
戸当り	☐ 亜鉛合金程度	☐ ステンレス	☐ 黄銅	
レール(上吊の場合を除く)	☐ ステンレス	☐ 黄銅	☐ アルミニウム合金	

金属製建具用金物

[5.7.2]

丁番の枚数及び大きさ ☒ 改修標準仕様書 表5.7.2による ☐ 図示

樹脂製建具用金物

[5.7.2]

丁番の枚数及び大きさ ☐ 改修標準仕様書 表5.7.2による ☐ 図示

木製建具用金物

[5.7.2]

丁番の枚数及び大きさ ☐ 標準仕様書 表16.8.4による ☐ 図示

戸車及びレール ☐ 標準仕様書 表16.8.5による ☐ 図示

10 鍵

マスターキー ☒ 製作しない ☐ 製作する

[5.7.4]

その他の鍵 ☐ 各室3本1組 ☐ _____

[5.7.4]

鍵箱 ☐ 有り (☐ 鋼製既製品 (本用) ☐ _____)

[5.7.4]

11 ガラス

合わせガラスの特性による種類 (JIS R 3205)

[5.13.2]

☐ I類 ☐ II-1類 ☐ II-2類 ☐ III類

強化ガラスの特性による種類 (JIS R 3206)

[5.13.2]

☐ I類 ☐ III類

熱線吸収板ガラスの性能による種類 (JIS R 3208)

[5.13.2]

品種	色調	性能
☐ 熱線吸収フロート板ガラス	☐ ブルー ☐ グレー ☐ ブロンズ	☐ 1種
☐	☐	☐ 2種

複層ガラスの断熱性による区分、日射取得性、日射遮へい性による区分及び乾燥気体の種類 (JIS R 3209)

[5.13.2][9.4.2]

断熱性による区分	日射取得性、日射遮へい性による区分		乾燥気体の種類	建具符号
☐ T1	☐ G	☐ S	☐ 空気 ☐ AR ☐	
☐ T2	☐ G	☐ S	☐ 空気 ☐ AR ☐	
☐ T3	☐ G	☐ S	☐ 空気 ☐ AR ☐	
☐ T4	☐ G	☐ S	☐ A ☐ AR ☐ KR ☐ NE	
☐ T5	☐ G	☐ S	☐ A ☐ AR ☐ KR ☐ NE	
☐ T6	☐ G	☐ S	☐ A ☐ AR ☐ KR ☐ NE	

複層ガラスの断熱性、日射熱遮へい性による種類 (JIS R 3209) [5.13.2] [9.4.2]

種類		建具符号
断熱複層ガラス	☐ 1種	
	☐ 2種	
	☐ 3種	☐ U3-1
		☐ U3-2
日射熱遮へい複層ガラス	☐ 4種	
	☐ 5種	

封止の加速耐久性による区分 ☐ I類 ☐ II類 ☐ III類

熱線反射ガラスの耐久性、日射熱遮へい性による種類 (JIS R 3221) [5.13.2] [5.13.4]

耐久性	日射熱遮へい性	建具符号	反射皮膜の使い方	色調	映像調整
A類	☐ 1種		☐ 内側 ☐ 外側	☐ ブルー ☐ グレー ☐ ブロンズ ☐ シルバー ☐	☐ 行う
	☐ 2種				
	☐ 3種				
B類	☐ 1種				
	☐ 2種				
	☐ 3種				

ガラスの留材及び溝の大きさ [5.13.2]

建具の種類	種類
アルミニウム製	☐ シーリング [3.7.2]
	☐ ガasket
	☐ グレージングチャンネル形 (枠見込み70mmの引違い、片引き障子の場合)
	☐
鋼製	☐ シーリング材 ☐ [3.7.2]
ステンレス製	☐ シーリング材 ☐

板ガラスをはめ込む溝の大きさ [5.13.3] [表5.13.1]

● 改修標準仕様書 表5.13.3(1)による (強化ガラス及び倍強度ガラスを用いる場合を除く)
ガラス排水機構 ● 改修標準仕様書 5.13.3(2) ☐ _____

ガラス種別基本記号

ガラス種別	種別記号	ガラス名称	種別記号
フロート板ガラス	A	簡易防弾ガラス	J
型板ガラス	B	強化ガラス	K
ステン網入型板ガラス	C	倍強化ガラス	L
網入磨き板ガラス	D	熱線反射ガラス	M
合わせガラス	E	熱線吸収ガラス	N
複層ガラス	F	すり板ガラス	O
Low-E複層ガラス (遮熱型)	G		
Low-E複層ガラス (断熱型)	H		
防弾ガラス	I		

ガラス規格等基本記号

種別	規格等	規格記号
i 単板	3 mm	i - a
	4 mm	i - b
	5 mm	i - c
	6 mm	i - d
	6.8 mm	i - e
	8 mm	i - f
	10 mm	i - g
	12 mm	i - h
	15 mm	i - i
		i - j
ii 合わせ	FL3+FL3 中間膜0.76mm【注】	ii - a ()
	FL3+FL4 中間膜0.76mm【注】	ii - b ()
	FL3+FL5 中間膜0.76mm【注】	ii - c ()
	FL4+FL5 中間膜0.76mm【注】	ii - d ()
	FL5+FL5 中間膜0.76mm【注】	ii - e ()
	FL6+FL6 中間膜0.76mm【注】	ii - f ()
	FL8+FL10 中間膜0.76mm【注】	ii - g ()
	FL3+PW6.8 中間膜0.76mm【注】	ii - h ()
	FL5+PW6.8 中間膜0.76mm【注】	ii - i ()
		ii - j ()
iii 複層	FL3+A6+FL3	iii - a
	FL5+A6+FL5	iii - b
	FL6+A6+FL6	iii - c
	FL5+A6+PW6.8	iii - d
	FL6+A6+PW6.8	iii - e
		iii - f
	FL3+A6+(FL3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	iii - a ()
	FL4+A6+(FL3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	iii - b ()
	FL5+A6+(FL3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	iii - c ()
		iii - d ()
iv Low-E複層 (遮熱型)	Low-E3+A6+FL3	iv - a
	Low-E4+A6+FL4	iv - b
	Low-E5+A6+FL5	iv - c
	Low-E6+A6+FL6	iv - d
		iv - e
	Low-E3+A6+(FL3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	iv - a ()
	Low-E3+A6+(FL3+PW6.8) 中間膜0.76mm【注】	iv - b ()
	Low-E4+A6+(FL3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	iv - c ()
	Low-E4+A6+(FL3+PW6.8) 中間膜0.76mm【注】	iv - d ()
	Low-E5+A6+(FL3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	iv - e ()
	Low-E5+A6+(FL3+PW6.8) 中間膜0.76mm【注】	iv - f ()
	Low-E6+A6+(FL3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	iv - g ()
	Low-E6+A6+(FL3+PW6.8) 中間膜0.76mm【注】	iv - h ()
		iv - i ()
v Low-E複層 (断熱型)	FL3+A6+Low-E3	v - a
	FL4+A6+Low-E4	v - b
	FL5+A6+Low-E5	v - c
	FL6+A6+Low-E6	v - d
	FL3+A6+(Low-E3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	v - a ()
	FL3+A6+(Low-E3+PW6.8) 中間膜0.76mm【注】	v - b ()
	FL4+A6+(Low-E3+FL3) 中間膜0.76mm【注】	v - c ()

【注】については、規格記号の()内に次のとおり記載する

中間膜が透明の場合は「1」を記入

中間膜が半透明の場合は「2」を記入

4章 内装改修工事

● 適用する ○ 適用しない

1 改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 ● 図示 [6.1.3]

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 [6.1.3]

○ 壁面より600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ● 図示

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 ● 図示 ○ 既存のまま [6.1.3]

2 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の除去 ● 仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]

○ 下地モルタルとも（適用範囲： ○ 図示 ○ _____）

合成樹脂塗り床材の撤去工法 ○ 機械的除去工法 ○ 目荒し工法 [6.2.2]

改修後の床の清掃範囲 ○ 図示 ○ _____ [6.2.2]

ポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章 外壁改修工事による。

[4.2.2][6.2.2]

3 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [4.4.9][6.3.2]

○ 図示 ○ モルタル塗り（全塗厚25mmを超える場合の補強 ○ 行う ○ 行わない）

造作用集成材

[6.5.2]

間伐材等の適用 ○ 適用する ○ 適用しない

ホルムアルデヒドの放散量 ○ F☆☆☆☆ ○ _____

○ 造作用集成材（適用範囲： ○ 図示 ○ _____）

品名 ○ 造作用集成材 ○ 造作用集成材（未仕上げ） ○ 造作用集成材（塗装）

○ 造作用集成材（ _____ ）

日本農林規格	見付け材面の品質	樹種名	寸法(mm)	含水率	見付け材面数
○ 規格品	○ 1等 ○ 2等			○ 15%以下	○ 1面 ○ 3面 ○ 2面 ○ 4面
○ 規格外					

○ 化粧ばり造作用集成材（適用範囲： ○ 図示 ○ _____）

品名 ○ 化粧ばり造作用集成材 ○ 化粧ばり造作用集成材（塗装）

○ 化粧ばり造作用集成材（ _____ ）

日本農林規格	見付け材の品質	芯材の樹種名	化粧薄板		寸法(mm)	含水率	見付け材面数
			材種名	厚さ(mm)			
○ 規格品	○ 1等 ○ 2等					○ 15%以下	○ 1面 ○ 3面 ○ 2面 ○ 4面
○ 規格外							

○ 化粧ばり構造用集成材（適用範囲： ○ 図示 ○ _____）

品名 ○ 化粧ばり造作用集成材 ○ 化粧ばり造作用集成材（塗装）

○ 化粧ばり造作用集成材（ _____ ）

日本農林規格	見付け材の品質	芯材の樹種名	化粧薄板		寸法(mm)	含水率	見付け材面数
			材種名	厚さ(mm)			
○ 規格品	○ 1等 ○ 2等					○ 15%以下	○ 1面 ○ 3面 ○ 2面 ○ 4面
○ 規格外							

造作用単板積層材

[6.5.2]

間伐材等の適用 ☐ 適用する ☐ 適用しないホルムアルデヒドの放散量 ☐ F☆☆☆☆ ☐ _____☐ 造作用単板積層材 (適用範囲: ☐ 図示 ☐ _____)品名 ☐ 造作用集成材 ☐ 造作用集成材 (未仕上げ)

日本農林規格	表面の品質		防虫処理	寸法(mm)	含水率
☐ 規格品	☐ 化粧加工あり	☐ 天然木化粧加工 ☐ 塗装加工	☐ 行う		☐ 14%以下 ☐
	☐ 化粧加工なし	☐ 1等 ☐ 2等 ☐ 3等			
☐ 規格外	☐ 化粧加工あり	☐ 天然木化粧加工 ☐ 塗装加工	☐ 行う		☐ 14%以下 ☐
	☐ 化粧加工なし				

直交集成板

[6.5.2]

間伐材等の適用 ☐ 適用する ☐ 適用しないホルムアルデヒドの放散量 ☐ F☆☆☆☆ ☐ _____☐ 直交集成板 (適用範囲: ☐ 図示 ☐ _____)品名 ☐ 異等級構成直交集成板 ☐ 同一等級構成直交集成板

日本農林規格	強度等級	種別	接着性能 (使用環境)	樹種名	寸法(mm)	含水率
☐ 規格品	☐ Mx	☐ A種構成	☐ A ☐ C			☐ 15%以下
	☐ S	☐ B種構成	☐ B			
☐ 規格外						

合板等

間伐材等の適用 ☐ 適用する ☐ 適用しない☐ 普通合板 (適用範囲: ☐ 図示 ☐ _____)品名 ☐ 普通合板 ☐ 普通合板 (防虫処理)

厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の 程度	板面の品質	防虫 処理	その他の 処理
☐ 5.5 ☐		☐ 1類	広葉樹 ☐ 1等 ☐ 2等	☐ 行う	☐ 難燃処理 ☐ 防炎処理
		☐ 2類	針葉樹 ☐ C-D ☐		

☐ 構造用合板 (適用範囲: ☐ 図示 ☐ _____)品名 ☐ 構造用合板 ☐ 構造用合板 (低ホル) ☐ 構造用合板 (防虫処理)☐ 構造用合板 (さね加工)

厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の 程度	等級	板面の品質	防虫 処理	強度等
☐ 12.0 ☐		☐ 特類	☐ 1級	☐ C-D	☐ 行う	☐ E ☐ F
		☐ 1類	☐ 2級	☐ B-C		

☐ 化粧ばり構造用合板 (適用範囲: ☐ 図示 ☐ _____)品名 ☐ 化粧ばり構造用合板 ☐ 化粧ばり構造用合板 (防虫処理)☐ 化粧ばり構造用合板 (さね加工)

厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の 程度	防虫 処理
☐ 12.0 ☐		☐ 特類	☐ 行う
		☐ 1類	

☐ 天然木化粧合板 (適用範囲: ☐ 図示 ☐ _____)品名 ☐ 天然木化粧合板 ☐ 天然木化粧合板 (防虫処理) ☐ 天然木化粧合板 (両面)

厚さ(mm)	化粧板の樹種名	防虫処理	接着の程度	その他の処理
☐ 4.2	☐ なら ☐ 米松	☐ 行う	☐ 1類	☐ 難燃処理
☐ 3.2	☐ しおじ		☐ 2類	☐ 防炎処理
☐ 6.0	☐ 杉			

○ 特殊加工化粧合板（適用範囲： ○ 図示 ○ _____）

品名 ○ 特殊加工化粧合板 ○ 特殊加工化粧合板（防虫処理）

厚さ (mm)	化粧加工 の方法	表面 性能	加工面	単板の 樹種名	防虫 処理	接着の 程度	その他の 処理
○ 4.0 ○	○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装	○ F ○ FW ○ W ○ SW	○ 表面 ○ 両面		○ 行う	○ 1類 ○ 2類	○ 難燃処理 ○ 防炎処理

○ パーティクルボード（適用範囲 ○ 図示 ○ _____）

厚さ (mm)	表裏面の状態による区分		曲げ強さによる区 分 (タイプ)	耐水性による 区分
○ 12.0 ○ 15.0 ○	○ 素地パーティクルボード	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS) ○	○ 8 ○ 17.5-10.5 ○ # ○ 24-10 ○ #	○ 普通 (U) ○ 耐水1 (M) ○ 耐水2 (P)
	○ 化粧パーティクルボード	○ 単板オーバーレイ (DV) ○ プラスチックオーバーレイ (DO) ○ 塗装 (DC)	○ 8 ○ # ○ #	
	○ 単板パーティクルボード	○ 無研磨板 (VN) ○ 研磨板 (VS)	○ 30-15	
	○ 構造用パーティクルボード	○ 無研磨板 (S-RN) ○ 研磨板 (S-RS)	○ S18	○ 耐水1 (M) ○ 耐水2 (P)

○ 構造用パネル（適用範囲 ○ 図示 ○ _____）

品名 ○ 構造用パネル

厚さ (mm)	表裏面の状態による区分		曲げ強さによ る区分 (タイ プ)	接着剤による 区分 (タイプ)	難燃性による区分
○ 12.0 ○ 15.0 ○	○ 素地MDF	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS) ○	○ 5 ○ # ○ # ○ #	○ U ○ M ○ P	○ 難燃2級 ○ 難燃3級
	○ 化粧MDF	○ 単板オーバーレイ (DV) ○ プラスチックオーバーレイ (DO) ○ 塗装 (DC)			
	○ 構造用MDF	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS)			

4 接合具等

[6.5.3]

釘等

造作材の釘打ち

○ 隠し釘打ち ○ 釘頭埋め木 ○ つぶし頭釘打ち ○ 釘頭現し

接着剤

[6.5.3]

接着剤の含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量

○ F☆☆☆☆ ○ _____

5 防腐・防蟻・防虫処理

[6.5.5]

防腐・防蟻処理の適用

○ 薬剤の加圧注入による防腐処理 ○ 防蟻処理

適用範囲 ○ 図示 ○ _____

保存処理性能区分 ○ K2 ○ K3 ○ K4

○ 薬剤の塗布等による防腐処理 ○ 防蟻処理

適用範囲 ○ 図示 ○ _____

処理の方法 ○ 標準仕様書12.3.1(3)(ii)による ○ _____

○ 薬剤の接着剤への混入による防腐処理 ○ 防蟻処理

適用部位 ○ 図示

薬剤及び処理方法 ○ 図示

○ 合板等加圧注入による防腐処理 ○ 防蟻処理

適用範囲 ○ 図示 ○ _____

保存処理性能区分 ○ K3

防腐・防蟻処理の種類及び品質

防腐・防蟻剤は非有機リン系及び非クレオソート系とする。また、ガーバメント系はフェノブカルブを含有しない薬剤を使用すること。表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤はクロルピリホスを含有しない薬剤とし、監督官の承諾するものとする

○ 防虫処理

適用部位 ○ 図示

防虫処理方法 ○ 保存処理性能区分 K 1（合板の日本農林規格による防虫処理）

○ _____

6 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 ⑥

鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組の場合 ○ 杉又は松 ○ _____ [6.5.6]

鉄筋コンクリート造等の床組 ○ 杉又は松 ○ _____ [6.5.6]

ただし土間スラブの類いの場合の土間、転ばし大引き及び転ばし根太は、ひのき又は保存処理木材密、出入口その他 [6.5.7]

吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居 ○ ひのき ○ _____

その他 ○ 松又は杉

縁甲板及び上がりがまち ○ ひのき ○ _____ [6.5.8]

壁及び天井下地 ○ 杉又は松 ○ _____ [6.5.9]

7 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類

[6.6.2][表6.6.1]

屋外 ○ 25型 ○ _____

屋内 ● 19型 ○ _____

形式及び寸法

[6.6.3][表6.6.2]

部位	天井仕上材	野縁間隔	吊りボルトの間隔
屋内	吸音軟質繊維板、断熱不燃吸音板 (せっこうボード(ア)9.5mm捨て張り下地)	Sバー 360、Wバー 1,800	@900
	各種せっこうボード、けい酸カルシウム板 (910×910 目透かし直張り)	Sバー 300、Wバー 900 (底目地板 900)	
	金属成形板(スパンドレル) 浴室天井材	Sバー 360	
	各種せっこうボード、けい酸カルシウム板 (1,820×910、910×910直張り)	Sバー 300、Wバー 900	
	各種仕上げボード(450×900直張り)	Sバー 225、Wバー 450	
屋外	金属成形板(スパンドレル)	○	○ @900 ○ @ ○
	各種ボード類等	○	

屋内既存の埋込インサート ○ 使用する（確認試験 ○ 行う ○ 行わない） [6.6.4]

○ 使用しない

屋外既存の埋込インサート ○ 使用する（確認試験 ○ 行う ○ 行わない）

○ 使用しない

あと施工アンカーの確認試験 ○ 行う ○ 行わない [6.6.4]

確認試験の箇所数及び確認強度 ○ 改修標準仕様書6.6.4(1)(ウ)による。 ○

設計図書に表示されている開口部(吊りボルトの間隔が900mmを超える場合)の補強方法 [6.6.4]

○ 図示 ○ _____

天井のふところが1.5m以上の補強方法 ○ 改修標準仕様書6.6.4(8)による [6.6.4]

天井のふところが3mを超える場合の補強方法、補強箇所 ○ 図示 ○ _____ [6.6.4]

天井下地材における耐震性を考慮した補強 [6.6.4]

○ 行う（補強方法、補強箇所 ○ 図示 ○ _____）

屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強 [6.6.4]

○ 行う（補強方法 ○ 図示 ○ _____）

屋外の軒天井、ピロティ天井等の工法

風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

建築基準法に基づき定められた区分等は 1 章 一般共通事項 31 建築基準法に基づき定められた区分等による。

国土交通省告示第771号に定める特定天井の有無 ☐ 有り ☐ 無し

対象室名	対象室面積	補強方法	
	m ²	☐ 図示	☐
	m ²	☐ 図示	☐
	m ²	☐ 図示	☐

8 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 ☐ 100形 ☐ 90形 ☐ 65形 ☐ 50形 [6.7.3][表6.7.1]
スタッドの間隔 [6.7.3]

仕上り工法	スタッド間隔	備考
ボード単板張り	@300	
ボード類下地張り(2重張り)	@450	

スタッドの高さが5mを超える場合 ☐ 図示 ☐ _____

9 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル用接着剤

ホルムアルデヒド放散量 ● F☆☆☆☆ ☐ _____ [6.8.2]

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

[6.8.2][表6.8.1]

種 別	施 工 箇 所
☐ 酢酸ビニル樹脂系 ☐ アクリル樹脂系	☐ 一般の床
☐ ゴム系ラテックス形 ☐	☐
● エポキシ樹脂系 ☐ ウレタン樹脂系	☐ 表6.8.1による(廊下、階段部分含む)
☐	● 便所床

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外 ☐

10 ビニル床シート ㊦

[6.8.2~3]

種 類	JISの記号	色 柄	耐薬品性	厚さ(mm)
● 発泡層のないもの	● FS ☐	● 無地 ☐ マーブル柄	☐ 有 ☐ 無	● 2.0 ☐
☐ 発泡層のあるもの	☐ KS	☐ 柄物 ☐ 無地	☐ 有 ☐ 無	☐ 2.3
☐			☐ 有 ☐ 無	
☐			☐ 有 ☐ 無	

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。(KSの場合を除く。)

目地処理工法 ☐ 熱溶接工法 ☐ 突付け工法(施工箇所 _____)

11 ビニル床タイル ㊦

[6.8.2]

種 類	記号	色 柄	寸法 (mm)	厚さ (mm)
☐ コンポジションビニル床タイル(半硬質)	KT	☐ 無地 ☐ 柄物	☐ 300×300 ☐	☐ 階段、廊下 ☐ 2.0 ☐ 3.0 ☐ 一般部 ☐ 2.0 ☐ 2.5
☐ 複層ビニル床タイル	FT	☐ 無地 ☐ 柄物	☐ 300×300	
☐ 置敷きビニル床タイル	FOA	☐ 無地 ☐ 柄物	☐ 300×300	☐

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。

12 帯電防止床シート・床タイル

[6.8.2]

種 類	厚さ (mm)	寸法 (mm)	使 用 箇 所
☐ コンポジションビニル床タイル	☐ 2.0 ☐	☐ 300×300	☐ 図示 ☐
☐ 複層ビニル床タイル	☐ 4.0又は4.5	☐ 300×300	☐ 図示 ☐

帯電防止

- ☐ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上~3.2未満
又は体積電気抵抗値(JAS A 1454)1×10⁷ ~1×10¹⁰ Ω程度
☐ _____

13 防滑性床シート・床タイル

[6.8.2]

施工箇所 ☐ 図示による

種 類	性能	厚さ(mm)
	屋外用、遮音、防滑、耐候性	2.5mm
	屋内用、遮音、防滑	2.5mm

14 ビニル幅木

材質の種類 ☒ 軟質 ☐ 硬質

[6.8.2]

高さ(mm) ☒ 60 ☐ 75 ☐ 100厚さ(mm) ☒ 1.5以上 ☐ _____

15 セッコウボード、その他のボード及び合板張り

合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量

[6.13.2]

☒ F☆☆☆☆ ☐ _____間伐材等の適用 ☐ 適用する。 ☐ 適用しない。 [6.13.2][表6.13.1]

種類	JISの記号等	規格等
硬質木毛セメント板	HW ㊄	
普通木毛セメント板	NW ㊄	
硬質木片セメント板	HF ㊄	
普通木片セメント板	NF ㊄	
けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2(無石綿)
ロックウール化粧吸音板	DR	☐ フラットタイプ ☐ 凹凸タイプ
ロックウール吸音ボード1号	RW-B	
グラスウール吸音ボード2号32K	GW-B	ガラスクロス包み
せっこうボード	GB-R	
不燃積層せっこうボード	GB-NC	☐ 化粧有(トラバーチン模様) ☐ 化粧無(下地張り用)
シーリングせっこうボード	GB-S	
強化せっこうボード	GB-F	
せっこうラスボード	GB-L	
化粧せっこうボード(木目)	GB-D	模様(☐ 柾目 ☐ 板目) 幅440mm程度
化粧せっこうボード	GB-D	
メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による
ポリエステル樹脂化粧板		生地、透明塗料塗り(ラワン合板程度)

普通合板㊄

品名 ☐ 普通合板 ☐ 普通合板(防虫処理)

単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
☐ ラワン	☐ 1類	☐ 広葉樹 ☐ 1等 ☐ 2等	☐ 行う
☐ _____	☐ 2類	☐ 針葉樹 ☐ C-D ☐ _____	☐ 行わない

天然木化粧合板㊄

品名 ☐ 天然木化粧合板 ☐ 天然木化粧合板(防虫処理) ☐ 天然木化粧合板(両面)

化粧板の樹種名	接着の程度	防虫処理
☐ なら ☐ 杉	☐ 1類	☐ 行う
☐ 米松 ☐ _____	☐ 2類	☐ 行わない

特殊加工化粧合板㊄

品名 ☐ 特殊加工化粧合板 ☐ 特殊加工化粧合板(防虫処理)

化粧加工の方法	表面性能	加工面	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
☐ オーバーレイ	☐ F ☐ FW	☐ 表面 ☐ _____	☐ _____	☐ 1類	☐ 行う
☐ プリント	☐ W ☐ SW	☐ 両面 ☐ _____	☐ _____	☐ 2類	☐ 行わない
☐ 塗装					

パーティクルボード ⑥

表裏面の状態による区分		曲げ強さによる区分 (タイプ)	耐水性による区分
○ 素地パーティクルボード	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS) ○	○ 8 ○ 17.5-10.5 ○ 13 ○ 24-10 ○ 18	○ 普通 (U) ○ 耐水1 (M) ○ 耐水2 (P)
○ 化粧パーティクルボード	○ 単板オーバーレイ (DV) ○ プラスチックオーバーレイ (DO) ○ 塗装 (DC)	○ 8 ○ 13 ○ 18	
○ 単板パーティクルボード	○ 無研磨板 (VN) ○ 研磨板 (VS)	○ 30-15	
○ 構造用パーティクルボード	○ 無研磨板 (S-RN) ○ 研磨板 (S-RS)	○ S18	○ 耐水1 (M) ○ 耐水2 (P)

インシュレーションボード ⑥

- タタミボード (T-IB) ○ A級インシュレーションボード (A-IB)
○ シーリングボード (S-IB)

ミディアムデンシティファイバーボード (MDF) ⑥

表裏面の状態による区分		曲げ強さによる区分 (タイプ)	接着剤による区分 (タイプ)	難燃性による区分
○ 素地MDF	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS) ○	○ 5 ○ # ○ # ○ #	○ U ○ M ○ P	○ 難燃2級 ○ 難燃3級
○ 化粧MDF	○ 単板オーバーレイ (DV) ○ プラスチックオーバーレイ (DO) ○ 塗装 (DC)			
○ 構造用MDF	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS)			

ハードボード ⑥

特殊処理による区分	表裏面の状態による区分		曲げ強さによる区分 (タイプ)	難燃性による区分
○ スタンダードボード (無処理)	○ 素地ハードボード	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS)	○ 20 ○ 25 ○ 35	○ 難燃2級 ○ 難燃3級
	○ 内装用化粧ハードボード (DI)		○ 35	
○ テンパーボード (処理)	○ 素地ハードボード	○ 無研磨板 (RN) ○ 研磨板 (RS)	○ 35 ○ 45	
	○ 外装用化粧ハードボード (DE)			

遮音シール ○ 適用する ○ シーリング材 ○ ジョイントコンパウンド) [6.13.2]
下地 ○ 軽量鉄骨下地 ○ 木造下地 [6.13.2]
合板類の張付け ○ A種 ○ B種 [6.13.3]

16 せっこうボードの目地処理

[6.13.3]

目地処理の種類	せっこうボードのエッジの種類	目地処理の有無	適用箇所
○ 継目処理工法	○ テーパーエッジ ○ ベベルエッジ	○ 無 ○ 有	
○ 突付け工法	○ ベベルエッジ ○ スクエアエッジ	○ 無 ○ 有	外壁面複合板貼り
● 目透し工法	スクエアエッジ		

17 モルタル塗り等

モルタル材料及び吸水調整材 3章 外壁改修工事による。 [6.15.3]
既製目地材 ○ 適用する (形状) [6.15.3]
床目地 ○ 設ける (工法 ○ 押し目地 ○) [6.15.6]

18 複合板

- 表面材料 ○ せっこうボード ○ ラワン合板(1類 1等 防虫処理) ○ けい酸カルシウム板
 ○ 特殊加工合板(プリント Wタイプ 表面 JIS規格 2類 防虫処理) ○
 裏打ち材 ○ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (JIS A 9521) (B類保温板 2種 bA) ⑥
 ○ 硬質ウレタンフォーム断熱材 (JIS A 9521) (B類保温板 1種 2号) ⑥
 厚さ ○ 図示による

工法 直張り工法(新S1工法) 全国S1協議会連合会・接着工法推進協議会の施工要領書による。

被着材	被着面	適用接着剤
押出法ポリスチレンフォーム ボード裏打ち材	天井、壁	一液・無溶剤型変成シリコン樹脂系接着剤 (片面塗布)

19 せっこうボード等の端材処理

本工事で発生した、せっこうボード端材、岩綿吸音板端材、グラスウール保温材端材、ALC板端材等は、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理すること。

20 トイレブース

(20.2.5)

表面材の材質	脚 部		ドアエッジほか	
	形状	材質	形状	材質
○ メラミン樹脂系化粧板 ● ポリエステル樹脂系化粧板 ○	○ 幅木タイプ ○	○ アルミ製 ○ ステンレス製	○ フラット ○ R	○ 製造所の仕様による。 ○ アルミ製 (焼付塗装 ○ 有 ○ 無) ○ ステンレス製 ○ 表面材同材 【笠木】 ○ ステンレス製 ○

ホルムアルデヒド放散量 ● F☆☆☆☆ ○

棚板 ● 設置する (○ 200×300程度 ○ 図示) ○ 設置しない

21 鏡

(20.2.9)

厚さ 5mm JIS R 3220

枠 ● なし ○ あり (材質 ○ ステンレス製 ○)

22 表示

衝突防止表示 ○ 設ける ○ 両面 ○ 片面)

(20.2.10)

○ ステンレス製 径約30mm (市販品) ○ 図示

表示標識 案内用図記号については JIS Z 8210による。

誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は下表による。

区 分	材 質	厚さ(mm)	取付高さ	書体
室名札	○ 下記による		○ 図示	
○ ピクトグラフ	○ アクリル板	○ 5	○ 図示	
○ とびら番号	○	○	○	
○ 庁舎案内板	○ アクリル板	○ 5	○ 図示	
○ 各階案内板	○	○	○	

室名札

(一般用) ○ 塩ビ製透明ケース (サイズ:) の差し込み式

文字記入 ○ 有り ○ 無し

○ アクリル板 (サイズ:)

文字記入 ○ 有り ○ 無し

(居室用) ABS樹脂製 (W=190程度 ○ 1人用 ○ 3人用 ○ 人用

23 浴室天井材

市販品

材質		性能	部材幅(mm)	備考
○ 硬質塩ビ製	○ 既製品		○ 300 ○ 100	廻り縁は製造所の標準品とする
○ アルミニウム製	○ 焼付け塗装品	準不燃品	○ 200	
	○ アルマイト処理品	準不燃品	○ 100	

24 コーナービード

材種 ○ ステンレス製 ○ アルミ製
高さ ○ 図示による ○ 1.8m程度 ○ 天井まで

25 天井見切縁

材種 ● 塩化ビニル製 ○ アルミ製

26 壁見切縁

材質 入 隅 ● 塩化ビニル製 ○ アルミ製
出 隅 ○ 塩化ビニル製 ● アルミ製

27 ジョイナー

材質 ボード類 ○ 塩化ビニル製 ○ アルミ製 ○ 亜鉛鉄板製
木毛板 ○ 亜鉛鉄板製 ○ アルミ製

28 天井点検口

材種	寸法(mm)	形式		外枠	内枠	枠の 許容差	外枠と内枠 のクリアランス
● アルミ製 ○	● 450×450 ○ 600×600 ○	○ 一般型 ○ 密閉型	○ 屋内外用 ○ 屋内用	○ 額縁タイプ ○ 目地タイプ	○ 額縁タイプ ○ 目地タイプ	±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内

アルミニウム合金押出型材は JIS H 4100 A6063S-T5 により、表面処理は陽極酸化皮膜 JIS H 8601 (AA6) (外部についてはB種又は同等品以上) を行ったものとする。

内枠、外枠のコーナーピース、及び吊り金物、取付ボルトは鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったものとする。

内枠の仕上材、留付金具はアルミニウム合金押出型材、亜鉛めっき鋼板の類とする。

29 床点検口

材 種	寸 法	形 式			許容差	外枠と内枠 のクリアランス
● アルミ製 ○ ステンレス製 ○ 鋼製 ○ 鋳鉄製	● 450x450 ○ 600x600 ○ φ 600 ○	○ 一般用 ○ 密閉型 ○ 結露防止型	○ 屋内外用 ○ 屋内用	○ 錠付	受枠、蓋枠と も±0.5mm以内	片側2.0mm 以内

一般型：パッキンを装着しないもの又はがたつき防止用パッキンを装着したもの。

密閉型：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの。

錠付の場合の施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする。

マンホールカバー 軽荷重型（盗難防止用鍵付き ○ 簡易密閉防臭型 ○ 密閉型

30 鋼製書架及び棚

鋼製棚 JIS S 1039 規格に適合するもの

取付方法 ○ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 資料10による ○ 図示

31 既製流し台等

流し台・吊り戸棚 ○ 優良住宅部品(BL認定品) ● 既製品 ○ 図示 ○ _____)

構成部品のホルムアルデヒド放散量 ● F☆☆☆☆ ○ _____

32 既製及び製作家具等のホルムアルデヒド放散量

合板類、MDF、パーティクルボード、接着剤及び塗料のホルムアルデヒド放散量

○ F☆☆☆☆ ○ _____

33 シャワーブース

材質 ○ FRP(アルミ製コーナーエッジ付き) ○ _____

足形状 ○ 足金物型

34 乾式二重床

性能 重量床衝撃音の遮断性能レベル LH-55等級相当以上

軽量床衝撃音の遮断性能レベル LL-50等級相当以上

規格 優良住宅部品 (BL認定品)

ホルムアルデヒド放射量 ● F☆☆☆☆ ○ _____

35 防煙壁、下がり壁

○ 図示 ○ _____

36 トップライト

○ 図示 ○ _____

37 帽子掛け金物

事務所タイプ L型 材質 ステンレス製（3本ビスタイプ）

38 レジスター類

○ 図示 ○ _____

39 建築製作雑金物

○ 図示 ○ _____

40 ユニットバス及びユニットシャワー

ユニットバス : ○ 優良住宅部品 (BL認定品) (○ 長寿社会対応型 ○ 一般型)

サイズ等 ○ 図示による

ユニットシャワー : ● 図示による

5 章 塗装改修工事

● 適用する ○ 適用しない

1 材料

[7.1.3]

使用する材料は J I S 適合品又は J I S 等規格に準じたものとする。

防火材料の指定がある場合には、建築基準法（昭和25年法律第 201号）に基づき指定又は認定を受けた材料とする。

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量

○ F☆☆☆☆ ○ _____

2 下地調整

既存塗装の除去範囲（塗替えでRB種の場合）

[7.2.1][表7.2.1~7]

● 塗替え面積の30% ○ 図示

下地調整

[7.2.2~7][表7.2.1~7]

下地の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	○ RB種 ○	○ RA種 ○ RB種	
鉄鋼面	○ RB種 ○	○ RA種	
亜鉛めっき鋼面	○ RB種 ○	● RA種	
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	● RB種 ○	● RC種	
モルタル面、プラスター面	○ RB種 ○	○ RA種 ○ RB種	○ 行う
コンクリート面 (DP以外)、ALCパネル面	○ RB種 ○	○ RA種	○ 行う
押出成形セメント板面	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種	○ RA種 ○ RB種	○ 行う
コンクリート面 (DP)	○ RB種 ○ RC種	○ RA種	○ 行う
せっこうボード面、その他ボード面	○ RB種 ○	○ RA種 ○ RB種	

3 鉄鋼面錆止め塗料の種別

[7.3.2][表7.3.1~2]

塗装面	1回目(工場)	2回目(現場又は工場)
鉄骨面	○ B種 (JASS 18 M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー (変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー)	○ B種 (JASS 18 M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー (変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー)
屋外鉄鋼面	○ A種 (JIS K 5674) 鉛・クロムフリーさび止めペイント 1種	○ A種 (JIS K 5674) 鉛・クロムフリーさび止めペイント 1種
屋内鉄鋼面	○ A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	○ A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント
亜鉛めっき鋼面	● A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	● A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント
鋼面	● A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	● A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント
鋼製建具	● A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	● A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント
亜鉛めっき鋼面	● B種 (JASS 18 M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー (変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー)	
鋼面	● B種 (JASS 18 M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー (変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー)	
鋼製建具以外	● B種 (JASS 18 M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー (変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー)	

鉄鋼面にEP-G塗装の場合	○ B種 (JASS 18 M-111) 水系さび止めペイント	○ B種 (JASS 18 M-111) 水系さび止めペイント
亜鉛めっき鋼面にEP-G塗装の場合	○ C種 (JASS 18 M-111) 水系さび止めペイント	○ C種 (JASS 18 M-111) 水系さび止めペイント

4 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別

[7.3.3][表7.3.3～4]

塗装面		工程	備考
鉄鋼面	新規鉄鋼面見え掛り	○ A種	
	新規鉄鋼面見え隠れ	○ B種	
	塗替え	○ C種	
亜鉛めっき鋼面	塗替え	● B種	
	鋼製建具	● A種	
	その他		

5 各種塗装の種別

記号	種 類	塗 装 面	工 程	
			塗替え	新 規
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り [7.4.3～5]	木部	○ B種 ○	屋外 A種 屋内 B種
		鉄鋼面	○ B種 ○	○ A種 ○ B種
		亜鉛めっき鋼面	● A種 ○	● B種 ○
		鋼製建具	A種	B種
CL	クリヤラッカー塗り [7.5.2]	木部	○ B種 ○	○ B種 ○
FE	フタル酸樹脂エナメル塗り [7.6.2～3]	木部(屋内)	[表7.6.1]	
		鉄鋼面(屋内) 亜鉛めっき鋼面(屋内)	[表7.6.2]	
NAD	アクリル樹脂系 非水分散形塗料塗り [7.7.2]	コンクリート面(屋内) モルタル面(屋内)	○ B種 ○	○ B種 ○
DP	耐候性塗料塗り [7.8.2～4]	鉄鋼面(屋外) 亜鉛めっき鋼面(屋外)	○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ 上塗りの等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ 上塗りの等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級
		コンクリート面(屋外) 押出成形セメント板面 (屋外)	○ A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種 ○ A-2種 ○ B-2種 ○ C-2種	○ A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種 ○ A-2種 ○ B-2種 ○ C-2種
EP-G	つや有合成樹脂 エマルションペイント塗り [7.9.2～5]	木部(屋内)	○ B種 ○	○ A種 ○
		鉄鋼面(屋内) 亜鉛めっき鋼面(屋内)	○ B種 ○	○ A種 ○ B種
		コンクリート面、モルタル面、 ボート面等	○ B種 ○	○ A種 ○ B種
EP	合成樹脂エマルション ペイント塗り [7.10.2]	コンクリート面、モルタル面、 ボート面等	○ B種 ○	○ A種 ● B種
EP-T	合成樹脂エマルション 模様塗料塗り [7.11.2]	コンクリート面、モルタル面、 ボート面等(屋内)	○ A種 ○ B種 ○	○ A種 ○ B種
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り [7.12.2]	木部	○ B種 ○	○ B種 ○
OS	オイルステイン塗り [7.13.2]	木部	[表7.13.1]	
WP	木材保護塗料塗り [7.14.2]	木部	○ B種	○ B種

合成樹脂調合ペイントの塗料の種別 ● 1種 ○ [7.4.2]

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り及び合成樹脂エマルションペイント塗り

しみ止めの種別 ○ B種又はC種 ○ [7.9.2][7.10.2]

6-1章 コンクリート工事

● 適用する ○ 適用しない

1 レディーミクストコンクリートの類別

類別

[8.1.3][表8.1.1]

○ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)

○ II 類 (JIS A 5308に適合したコンクリート)

普通コンクリートの設計基準強度

[8.1.3~4]

設計基準強度 F_c (N/mm ²)	スランプ (cm)	適用範囲	対象建築物
○ 24	○ 18 ○	○ 躯体 ○	
○			

軽量コンクリートの設計基準強度

[8.1.3~4][8.9.2]

設計基準強度 F_c (N/mm ²)	スランプ (cm)	適用範囲	対象建築物
○	○ 21		
○			

2 使用材料、施工条件、要求性能等によるコンクリートの種類

(6.2.1)(6.11.1~6.15.5)

種類	設計基準強度 F_c (N/mm ²)	スランプ (cm)	適用範囲	対象建築物
	○			
	○			

建築基準法第37条第2号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリート [8.1.3]

○ 適用有り

適用箇所 ○ 構造図()による ○ _____

3 コンクリートの仕上り

部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値

[8.1.4]

○ 改修標準仕様書 表8.1.2による ○ _____

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

[8.1.4][8.2.7][表8.1.3]

種別	部位	施工箇所
A 種	外 部	
	内 部	
B 種	外 部	
	内 部	
C 種	外 部	
	内 部	

コンクリート仕上りの平たんさ

[8.1.4][表8.1.5]

種別	部位	施工箇所
a 種	外 部	
	内 部	
b 種	外 部	
	内 部	
c 種	外 部	
	内 部	

4 セメントの種類

[8.2.5][表8.2.3]

種 類	使 用 箇 所
高炉セメントB種 ㊿	場所打ち杭コンクリート
	捨コンクリート
	マスコンクリート
	その他 ()
普通ポルトランドセメント又は混合セメントA種	上記以外
フライアッシュセメントB種 ㊿	
普通エコセメント	

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352 J/g 以下、かつ28日目で402 J/g 以下のものとする。

5 骨材

- 細骨材及び混合細骨材 [8.2.5]
☐ フェロニッケルスラグ細骨材 ⑥ 使用部位()
☐ 銅スラグ細骨材 ⑥ 使用部位()
☐ 電気炉酸化スラグ骨材 ⑥ 使用部位()
☐ 再生骨材H 使用部位()
 アルカリシリカ反応性による区分 ○ A ○ B

6 混和材料

- 混和剤 [8.2.5]
 混和剤の種類 ○ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(a)による ○ _____
 ○ 混和材 [8.2.5]
 混和材の種類 ○ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(b)による ○ _____

7 構造体強度補正值 (S)

- 標準仕様書 表8.2.4 ○ _____ [8.2.5][表8.2.4]

8 構造体用モルタルの材料及び調合

- モルタルの圧縮強度 ○ 図示による() ○ _____ [8.2.6]
 モルタルのフロー値 ○ 図示による() ○ _____ [8.2.6]

9 型枠

- せき板の材料 ● 合板 ○ _____ [8.2.7]
 せき板の厚さ ● 12mm ○ _____ [8.2.7]
 スリーブの材種 [8.2.7][表8.2.6]
☐ 改修標準仕様書8.2.7(7)(イ)及び改修標準仕様書 表8.2.6による ○ _____
 断熱材を兼用した型枠材の使用 ● 無し ○ 有り (6.8.2)
 施工建物 ()
 施工部位 (○ 基礎 ○ 外壁内側 ○ 屋根スラブ ○ _____)
 MCR工法用シート ○ 用いる
 打増し厚さ ○ 20mm ○ _____
 打増し範囲 ○ 図示による() ○ _____ (6.8.3)
 シアコネクタをセパレーターとして使用 ○ 図示による() ○ _____ [8.7.8]

10 型枠の最小存置期間

- 改修標準仕様書 8.7.8(3)(イ)による ○ _____ [8.7.8]

11 気乾単位容積質量

- 普通コンクリート ○ 2.1t/m3を超え2.5 t/m3以下 ○ _____ (6.2.3)
 軽量コンクリート ○ _____ [8.9.2]

12 軽量コンクリート

- 種類 ○ 1種 ○ 2種 [8.9.2][表8.9.1]
 適用箇所 ○ 図示による() ○ _____ [8.9.2]
 常時土又は水に直接接する部分 [8.9.2]
☐ 無し ☐ 有り(適用箇所) ○ 図示による() ○ _____
 スランプ ○ 21cm ○ _____ [8.9.2]

13 コンクリートの打ち込み工法等

部位毎のコンクリートの打設工法の指定 [8.21.8][8.23.5]

補強工法	打設工法	部位
現場打コンクリート壁の増設工事	○ 工法指定なし	○ 全ての増設壁 ○ 図示 ○
	○ 流込み工法 [8.21.8(1)(7), (2)]	○ 全ての増設壁 ○ 図示 ○
	○ 圧入工法 [8.21.8(1)(イ), (3)]	○ 全ての増設壁 ○ 図示 ○
	○	○ 図示 ○
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	○ 工法指定なし	○ 全ての増設壁 ○ 図示 ○
	○ 流込み工法 [8.21.8(1)(7), (2)]	○ 全ての増設壁 ○ 図示 ○
	○ 圧入工法 [8.21.8(1)(イ), (3)]	○ 全ての増設壁 ○ 図示 ○
	○	○ 図示 ○

鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等 [8.23.5]
柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ○ 発砲プラスチック保温材等を埋め込む ○ _____
柱頭柱脚の隙間寸法 ○ 図示 ○ _____
既存柱外周部あと打ちコンクリート又はモルタルの厚さ ○ 図示 ○ _____

14 ひび割れ誘発目地・打継目地

目地寸法 ○ 標準仕様書 9.7.3による ○ _____ (6.6.4) (6.8.1) (9.7.3)
間隔・位置・形状 ○ 図示による() ○ _____ (6.8.1)
ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、打ち増し厚さ部で処理する。

15 マスコンクリート

設計基準強度 ○ () N/mm²
セメントの種類 ○ 4 セメントの種類 による ○ _____
適用箇所 ○ 図示による() ○ _____
混和材の種類 ○ JIS A 6206に適合するコンクリート用高炉スラグ微粉末4000 (6.13.2)
○
混和剤の種類 ○ JIS A 6204に適合するA E減水剤又は高性能A E減水剤
○
温度測定 ○ 行う
位置 ○ 図示による() ○ _____
箇所数 ○ 図示による() ○ _____
期間 ○ 図示による() ○ _____
構造体強度補正值 ○ 標準仕様書 6.13.1 ○ _____ (6.13.2)
スランプ ○ 15cm以下 ○ _____ (6.13.2)

16 無筋コンクリート

適用箇所 ○ 標準仕様書 6.14.1(5)による箇所 ● 図示による() [8.11.1]
コンクリートの種類 ○ 普通コンクリート ○ _____
設計基準強度 ○ 18 (N/mm²) ● メーカー仕様による [8.11.1]
スランプ ○ 15cm ○ 18cm ○ _____ [8.11.1]

17 流動化コンクリート

適用箇所 ○ 図示による() ○ _____ (6.15.1)

18 コンクリートの単位水量測定

○ 行う
実施要領 ○ 図示による() ○ _____

6-2章 基礎工事

● 適用する ○ 適用しない

1 埋戻し及び盛土

[8.23.3]

種別

○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ 建設汚泥から再生した処理土⑥

C種の場合(建設発生土受入量: m³、発生場所: 、距離: km)

D種の場合は、国土交通省が定める「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を超えないことを確認すること。

建設汚泥処理土の利用等に係る各種提出様式、品質基準及び確認方法は建設工事における再生資源の活用について(防整技第7405号 28.4.1)別紙第2「建設汚泥の活用に関するガイドライン」によるものとする。

2 地均し

(3.2.4)

○ 増設建物周囲2m ○ その他(m) ○ なし

3 建設発生土の処理

[8. 28. 3]

- 場内： ☐ 敷均し ☐ 堆積
- 構内指定場所： 距離 km (場所：図示) ☐ 敷均し ☐ 堆積
- 構外指定場所： 距離 km (場所：) ☐ 敷均し ☐ 堆積
- 建設発生土情報交換システムの活用（搬出調書等を監督官に提出する。）
構外に搬出し、関係法令に従い適切処理する。
- 受入場所：
距離： km、受入費用：、受入時間帯： 時 分～ 時 分
- 構外搬出（搬出証明書を監督官に提出する。）
距離： km、受入費用：、受入時間帯： 時 分～ 時 分

4 仮置土の場所

- 構内：距離 km (場所：図示)
- 構外：距離 km (場所：)

5 建設汚泥の処理

- 場内：(条件：汚泥処理土 ☐)
 - 構内指定場所：距離 km (場所：図示) (条件：汚泥処理 ☐)
 - 構外指定場所：距離 km (場所：) (条件：汚泥処理土 ☐)
 - 再資源化施設に搬出
距離： km、受入費用：、発生概数量： m³
受入時間帯： 時 分～ 時 分
 - 構外搬出（搬出証明書を監督官に提出する。）
距離： km、受入費用：、発生概数量： m³
受入時間帯： 時 分～ 時 分
- マニフェストの写し又は建設工事における再生資源の活用について（防整技第7405号28. 4. 1）の「建設汚泥の活用に関するガイドライン」に係る次の書類を監督官に提出する。
①建設汚泥再生利用計画書、②建設汚泥リサイクル伝票、③建設汚泥再資源化等実績書
変更に係る協議
本工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、上記条件が変更になった場合は、監督官と協議する。

6 支持層

- 支持層の位置及び種類（基礎ぐいの先端のいい含む） [8. 28. 4]
 - 図示による（) ☐
- 杭の材料、工法、寸法、施工方法等 [8. 28. 4]
 - 図示による（) ☐
- 杭の溶接継手 [8. 28. 4]
 - 技能資格者の技量 ☐
 - 溶接部の確認 ☐
- 杭頭の処理 (4. 3. 7) [8. 28. 4]
 - 処理しない
 - 処理する（処理方法は、構造図による。）
杭頭の中詰め材料 ☐ 基礎コンクリートと同調合したもの ☐
- 試験杭 [8. 28. 4]
 - 試験杭の位置、本数及び寸法 ☐ 図示による（) ☐
 - 試験杭の施工 ☐ 本杭の施工に先立ち行う。 ☐
- 杭の精度 [8. 28. 4]
 - 水平方向の位置ずれの精度 ☐ 杭径の1/4かつ100mm以下 ☐
 - 杭の傾斜 ☐ 1/100以内 ☐
- 記録する施工状況等 ☐ 図示による（) ☐ [8. 28. 4]

7 砂利地業

- 材料 ● 再生クラッシュラン⑥ ☐ 切込砂利及び切込碎石 [8. 2. 15]
- 砂利厚さ ☐ 60mm ☐ [8. 28. 4]
- 適用箇所
 - 図面による（)
 - ☐ 基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下

8 捨てコンクリート地業

- 厚さ ☐ 60mm [8.28.4]
 適用箇所 ☐ 図面による () ☐ 基礎梁下、土に接するスラブ下 (6.14.1)
 コンクリートの種類 ☐ 普通コンクリート ☐ _____ [8.11.1]
 設計基準強度 ☐ 18N/mm² ☐ _____
 スランブ ☐ 15cm ☐ 18cm

7 章 左官工事

1 モルタル材料 (15.3.2)

- ☒ 現場調合材料 ☒ 標準仕様書 15.3.2(1)(ア)による ☐
☐ 既調合材料 (一般社団法人 公共建築協会による品質・性能等の評価基準)

保水率 (%)	単位容積質量 (kg/l)	接着強さ (N/mm ²)		長さ変化率 (%)	曲げ強さ (N/mm ²)
		標準時	温冷繰返し後		
70.0以上	1.80以上	0.60以上	0.40以上	0.20以下	4.0以上

2 防水剤

防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤 (15.3.2)

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量 の5%以下	JIS R 5201の試験において 始発 1時間以上、終結 10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

膨張性のひび割れ及びそりが無いこと。

3 吸水調整材

- ☒ 標準仕様書 表15.3.2による ☐ _____ (表15.3.2)

4 既製目地材

- ☐ 使用する (形状) (15.3.2)

5 工法

- 床目地 ☐ 設ける (工法 ☐ 押し目地 ☐ _____) (15.3.5)
 外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ☐ 行う (15.3.5)

6 床コンクリートの直均し仕上げ

標準仕様書 15.4.2、15.4.3 及び 表6.2.5による (15.4.2～3) (表6.2.5)

コンクリートの内外装仕上げの程度	仕上げの種類
コンクリートが見え掛かりとなる場合又は仕上 厚さが極めて薄い場合、その他良好な表面状態必要 な場合	合成樹脂塗り床、ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロ ア(置床式)
仕上げ厚さが7mm未満の場合、その他かなり良好な 平たんさが必要な場合	防水下地、セルフレベリング材塗りカーペット張り
仕上げ厚さが7mm以上の場合又は下地の影響を あまり受けない仕上げの場合	タイル張り、モルタル塗り、二重床

7 セルフレベリング材塗り

(15.5.2～3) (表15.5.1)

種類	厚さ(mm)	施工箇所
☐ 石こう系	☐ 10	
☐ セメント系	☐	

8 仕上塗材仕上げ

(15.6.2) (表15.6.1～2)

種類	呼び名	防火材料 の指定	仕上の形状等
● 複層仕上塗材	○ 複層塗材 C E		外部 ○ 凹凸模様 ○
	● 複層塗材 E		内部 ● ゆず肌状 ○
	○ 防水形複層塗材 C E		上塗材
	○ 防水形複層塗材 E		耐候性 ○ 耐候形 3 種 ○ 耐候形 2 種
	○		溶媒 ○ 水系 ○ 溶剤系
	○		樹脂 ○ アクリル系 ○ 系
	○		外観 ● つやあり ○ つやなし ○ メタリック
	○		増塗材 ○ 適用する (防水形のみ)

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量 (15.6.2)

● F☆☆☆☆ ○

防火材料の指定がある場合は建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする (15.6.2)

A L C パネルの内壁目地部の形状 ○ V 形目地付き ○ (15.6.4)

9 マスチック塗材塗り

種別 ○ A 種 ○ B 種 (15.7.2)

仕上材 つや有合成樹脂エマルションペイント ○ A 種 ○ B 種 (15.7.2)

10 ロックウール吹付け

ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ○ F☆☆☆☆ ○ (15.12.2)

接着剤のホルムアルデヒド放散量 ○ F☆☆☆☆ ○ (15.12.2)

吹付け厚さ ○ 図示 ○ (15.12.3)

11 仕上塗材仕上の見本吹き

○ 提示する (監督官の指示した部位)

12 表面硬化材

○ 浸透型水性コンクリート表面強化材

13 仕上塗材仕上の下地調整

○ C-1 ○ C-2

8 章 撤去工事

● 適用する ○ 適用しない

1 既存部分の撤去等

撤去範囲 (既存仕上げ、既存構造物) [8.21.2] [8.22.2] [8.23.2] [8.24.2] [8.25.2]

● 図示による () ○

既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 [8.21.2] [8.22.2] [8.23.2] [8.24.2]

○ 行う 切断箇所及び切断方法 ○ 図示による () ○

既存鉄筋コンクリートの鉄筋のはつりだし

○ 行う はつりだし範囲及びはつり方法 ○ 図示による () ○

はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 [8.21.2] [8.22.2] [8.23.2] [8.24.2]

○ 露出部分は、錆止め塗料塗りを行う ○

既存杭の撤去等 [8.28.2]

○ 撤去範囲及び方法 ○ 図示による () ○

○ 杭頭部の処理 ○ 図示による () ○

○ 既存杭の補強 ○ 図示による () ○

○ 既存杭の健全性を確認する試験 ○ 図示による () ○

2 既存部分の処理

既存コンクリートの目荒らしの程度

[8. 21. 3] [8. 22. 3] [8. 23. 3]

- 既存柱、 梁面 打継ぎ面の15～30%程度
- 既存壁 打継ぎ面の10～15%程度
-

既存コンクリートの目荒らしの範囲

[8. 21. 3] [8. 22. 3] [8. 23. 3]

- 平均深さ 2～5mm（最大7mm）程度の凹面を、全体にわたってつける。
- _____

V 設備改修工事共通事項

1 共通工事仕様

(1) 耐震・耐風圧施工

ア 耐震措置の施工方法

建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。

イ 設備機器の固定

設備機器の固定にあたっては、地震力及び風圧力により生じる応力に対して人命の安全及び機能の確保が図れているものとし、局部震度法による設計用標準水平震度は、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説の4. 4. 2の1に、風圧力に対する安全性の確保の水準（以下「耐風安全性の水準」という。）は、官庁施設の基本的性能基準第3章第3編3-1-4 3）の技術的事項によるものとし、適用は図示による。

なお、設計用標準水平震度及び耐風安全性の水準は次の各表による。ただし、関係法令等により設計用水平震度が定められている機器類は当該水平震度による。

局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設（Ⅰ・Ⅱ）		一般の施設（Ⅲ）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

（注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設（Ⅰ・Ⅱ）		一般の施設（Ⅲ）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

耐風安全性の水準

	耐震安全性の分類			
	特定の施設			一般の施設 Ⅲ
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ	
	重要機器	重要機器	一般機器	
風圧力に対する安全性	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力の1.3倍の風圧力	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力の1.15倍の風圧力	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力
基準風速				
地表面粗度区分				

注1）※1 ※2 建築基準法施工令第87条第2項及びEの数値を算出する方法並びにVo及び風力係数の数値を定める件（平12年5月建設省告示第1454号）による。

注2）米軍施設における風圧力に対する安全性の確保にあたっては、建築基準法施工令第87条に規定される風圧力による。

ウ その他

（ア）オイルサービスタンクは、重要水槽として扱う。

（イ）アンカーボルト及び機器等の基礎（設備機器に係る別途建築工事で施工する基礎を含む）は、メーカー選定後耐震設計を行い監督官の確認を得て施工すること。

（ウ）米軍施設の耐震措置における局部震度法による設計用標準震度は、建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）の表1. 1-1、耐震クラスBに準ずる。

（エ）屋外（屋上を除く）に設置する機器及び水槽の設計用標準水平震度は、一般施設の一般機器（1階及び地下階）及び一般水槽（1階及び地下階）に準ずるものとし、米軍施設は耐震クラスB（地階及び1階）に準ずる。

ただし、危険物等関係法令の適用を受ける機器等は、適用法令による。

2 仮設工事

○ 適用する ● 適用しない

- (1) 監督官事務所
設置する規模、備品等の種類及び数量は、現場説明書による。
- (2) 工事用水及び工事用電力は、現場説明書による。
- (3) 指定仮設
 - ア 保安施設等
管路などの掘削箇所には、必要に応じてバリケード、安全灯等を設置する他、道路横断箇所には通行に支障を来たさぬ様、鋼製マット、仮設歩道（手すり共）等を設ける。
 - イ 水替え
() の施工にあたっては、必要な水替えを実施するものとする。
工事用潜水ポンプ口径 mm・揚水量 m³/hr、 KWとし、
(○ 作業排水日 ○ 常時排水日) を計上するものとし、別図（特記）による。
また、動力源は、最寄りの (○ 商用電源 ○ 発動発電機) とし、別図（特記）による。
 - ウ 土留め
() の施工にあたっては、土留工 () を行うものとし、施工前に施工計画書を監督官に提出し、監督官の承諾を受けるものとする。土留工の存置日数は () 日とする。 別図（特記）による。
 - エ 樹木の移植、伐開等
別図（特記）による。
 - オ 交通誘導員
() 人・日を見込み、後日精算するものとする。

3 塗装工事

● 適用する ○ 適用しない

- (1) 配管等の塗装
 - ア 屋外露出配管及び配電盤類、外灯ポール等の塗装色は設計図及び監督官の指示による。
 - イ 内装仕上げのない部分（倉庫及び隊舎等の機械室内）の裸露出配管（白）・（黒）及び裸露出ダクト、屋外マンホール内配管は、仕上げ塗装不要とする。
- (2) 米軍工事における塗料の鉛含有の規制

○ 適用する。（錆止め塗料・パテを含む）

○ 適用しない。

指定範囲：見え掛かり及び錆止め塗り施工範囲全て

基準値：塗装仕上がり状態において鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を不揮発性成分の重量比で0.06%以下とする。（以下、基準値以下の塗料を「無鉛塗料」という。）

塗装計画書：無鉛塗料の使用にあたり事前に監督官に提出し、承諾を得るとともに品質の確保に努めること。

対 応：下表による。特記なき事項は、標準仕様書の当該事項により行うこと。

品質証明書：塗料種別、色別毎に提出すること。

塗料種別		対 応 方 法
WE P		市販塗料（JIS K 5663・1種）を用いるが、メーカーによっては鉛を含む色（着色顔料）があるので、その色は使用しない。
AE P		
VE		市販塗料（JIS K 5582・1種）を用いるが、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
OP	鉄面	市販塗料（JIS K 5516・1種）を用いるが、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
	鉄面	市販塗料（JIS K 5516）の乾燥剤を改良し、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。また、錆止め塗料には、一般用錆止めペイント（JIS K5621・1種 塗布量 0.11kg/m ³ ）を無鉛化の成分調整を行い、用いる。
	亜鉛メッキ面（内外共）	

- 注記
- 1 「乾燥剤を改良」とは乾燥剤2種を用い、塗料（仕上り全体）として、鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を不揮発性成分の重量比で0.06%以下にすることである。
 - 2 改良及び成分調整により、JIS規格からはずれても支障はない。
 - 3 オイルパテは使用しないこと。
 - 4 上記以外の塗料を使用する場合は、監督官と協議すること。
 - 5 無鉛に成分調整を行った塗料は、発注から納品まで、10日程度を要するので、留意すること。

4 土工事等

● 適用する ○ 適用しない

(1) 土工事等（屋外）の仕様書適用区分等は、次による。

ア 構内外線、プレファブ二重管等管路土工事、屋外マンホール、燃料タンク基礎及び防油堤、冷却塔基礎、屋外給汽設備等脚柱基礎、屋外受変電設備基礎（自立盤等含む）、有線通信工事は、土木工事共通仕様書による。

イ 空調機基礎、配管架台基礎、弁枘・排水枘類、通信鉄塔（支線式鉄骨柱）等基礎は、標準仕様書等による。

また、基礎の設置にあたっては、地耐力の確認を行うものとし、平板載荷試験等は図示による。

(2) 掘削

ア 本工事で施工する箇所の土質

○ 砂（砂）

● 砂質土（砂質土、普通土、砂質ローム）

○ 軟岩（軟岩Ⅰ、Ⅱ）

○ レキ質土（レキ質土、砂利混じり土）

○ 粘性土（粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、粘性土ローム、火山灰質粘性土、有機質土）

○ 岩塊・玉石（岩塊、玉石混じり土、破砕石）

イ 復旧状態

● 現状に復旧する。

○ 別図（詳細図など）による。

ウ 管路等の掘削

事前に既設埋設物の位置、埋設深さ等を次の方法により確認の上、着手するものとする。

● 既設図面

○ 既設図面及び探査機（探査範囲及び探査機の仕様は、図示による。）

○ 既設図面及び試掘（試掘範囲等は、図示による）

(3) 地中埋設物に対する安全確保

ア 小規模な作業を含め、掘削箇所や方法等の内容を施工計画書に記載するとともに、施工にあたり事前に監督官等に提出し、承諾を受けるものとする。また、作業を行う際は、着手前に作業内容や期間等を監督官及び基地関係者に報告する。

イ 掘削作業時は、付近に刃先確認者を配置し、安全性の確保に努めるものとする

(4) 発生土

ア 仮置き

埋め戻し用発生土の仮置き場は次による。

○ 付近に集積する。

○ 配置図に示す場所（運搬距離：約 _____ km）に運搬し、集積する。

イ 処分

発生土の処分は次による。

● 付近に敷き均しする。

○ 配置図に示す場所（運搬距離：約 _____ km）に運搬し、見映えよく敷き均しする。

○ 場外処分

(5) 埋め戻し

ア 埋め戻し土は、掘削土中の良発生土を使用し、一層仕上がり厚を30cm（路床については20cm）以下とする。

イ 不足土材は、

○ 購入土（又は建設汚泥処理土）

○ 配置図に示す場所（運搬距離：約 _____ km）での採取土

○ 他工事からの搬入土

工事名：_____ 流用土：_____ m³（盛土換算）

ウ 施工は、特記の有る場合を除き機械施工を標準とする。ただし、構造物周囲においては、構造物を損傷しないよう、かつ締固め不足とならないよう人力等にて入念に行うものとする。

(6) アスファルト舗装に於いて乳剤散布は次を標準とする。

種 別	使 用 材 料	散 布 量	備 考
プライムコート	アスファルト乳剤（PK-3）	1.2 Lit/m ²	粒状材料路盤面
タックコート	アスファルト乳剤（PK-3）	0.4 Lit/m ²	アスファルト面

(7) コンクリート

圧縮強度などは、次によるものとし、施工に先立ち調合表を監督官に提出する。

種 別	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の寸法 (mm)	備 考
鉄筋コンクリート	圧縮 21	8	20 (25)	
無筋コンクリート	圧縮 18	8	20 (25) / (40)	
均しコンクリート	圧縮 18	8	20 (25) 、	
舗装コンクリート	曲げ 4.5	2.5	40	
舗装コンクリート	曲げ 4.5	6.5	40	
歩道コンクリート	圧縮 18	8	20 (25) / (40)	

- 注記
- 1 JIS A 5308レディーミクストコンクリートの標準品とする。
 - 2 無筋コンクリート粗骨材の寸法40mmは、施工部材厚21cm以上の構造物に使用する。
 - 3 セメントはJIS A 5211高炉セメント（B・C種）、JIS R 5213フライアッシュセメント（B・C種）またはJIS R 5214エコセメントを標準とする。
 - 4 均しコンクリートを除くコンクリートの水セメント比は65%以下とする。ただし、舗装コンクリート（曲げコンクリート）の水セメント比は50%以下とする。

VI 電気設備工事仕様

1 共通事項

- (1) 屋外、屋側及び屋内での水廻り場所における配線接続は、自己癒着テープ処理の上に絶縁テープ巻きとする。
 - (2) 電線管は、特に明記ない限り、合成樹脂製可とう電線管（P F 単層管）とする。
 - (3) 露出配管のうち屋外の金属製電線管は溶融亜鉛メッキ及びステンレス部分を除き塗装を行う。
 - (4) 大地に接する防水を施さない床及び常時水をまく床に埋め込まれる電線管の接続部には、防水処理を施す。また、やむを得ず地中に埋設する場合には、ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管「G L T 管（ねじ付）」を使用する。
 - (5) 特殊場所配線工事においてシーリングフィッティングを設ける場合は、シーリングフィッティングを設けた箇所と隔壁との間の電線管には接続部を設けてはならない。
 - (6) 軽量鉄骨間仕切に設ける配線器具へのケーブル保護管及び位置ボックスは省略しても良い。省略した場合、配線器具は、はさみ金具を用いて取り付け。
 - (7) 位置ボックスは特に明記ない限り、金属製とする。ただし、弱電機器が同一ボックスに入る場合は合成樹脂製（塗り代カバー共）とし、樹脂製セパレーターを設ける。
 - (8) 位置ボックスは、背中合わせに取り付けない。
 - (9) 屋内隠ぺい部に設置するプルボックスは、特に明記ない限り鋼製錆止め塗装とする。
 - (10) 屋内露出部に設置するプルボックスは、仕上の塗装が施されたものを設置する。
 - (11) 屋外及び屋側に設置するプルボックスは、防水仕様とし○ ステンレス製（折り込み蓋）
○ 溶融亜鉛メッキ仕上げ（H D Z 3 5）として、プルボックス周囲をコーキングする等の処置を行うものとする。
 - (12) プルボックス、ジョイントボックス及び器具を実装しないプレート並びに監督官の指示するプレートには、略称などにて用途等を明記する。
 - (13) 接地工事は、特に明記ない限り次を標準とし、標準図による接地極埋設標（刻記文字入り）を設け必要事項を明示する。
ただし、外灯用ハンドホール用の場合は接地極埋設標は省略できる。
- ア 接地極は、頂部が凍上深度以下となる深さに埋設する。
- イ 静電接地極への接続は、銅部分が大地に直接接触しないよう、接続部分を自己融着テープ及び絶縁テープ巻きにより処理する。
- ウ 工事完了後、接地測定ができなくなるおそれがある場合は、監督官と協議のうえ測定用接地極の設置を考慮する。

記 号	工事種別	規定値	接 地 極 構 成
EA	A 種接地工事	10 Ω 以下	打込式接地棒 14 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
EB	B 種接地工事		打込式接地棒 14 φ -1, 501 - ○ 連結× ○ 箇所
EC	C 種接地工事	10 Ω 以下	打込式接地棒 14 φ -1, 502 - ○ 連結× ○ 箇所
ED	D 種接地工事	100 Ω 以下	打込式接地棒 10 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
E25	米軍接地工事用	25 Ω 以下	打込式接地棒 14 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
ELH	高圧避雷器用	10 Ω 以下	打込式接地棒 14 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
ELL	低圧避雷器用 (300V以下)	100 Ω 以下	打込式接地棒 14 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
	〃 (300V超)	10 Ω 以下	打込式接地棒 14 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
ELA	雷保護用	総合 10 Ω 以下	接地銅板 900 × 900 × 1.5t × ○ 枚
			打込式接地棒 14 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
ELS	静電接地工事 (燃料施設用) 雷保護兼用	10 Ω 以下	亜鉛鉄板 1, 000 × 1, 000 × 3.2t × ○ 枚
			亜鉛接地棒 40 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
EDS	静電接地工事 (燃料施設用)	100 Ω 以下	亜鉛接地棒 40 φ -1, 500 - ○ 連結× ○ 箇所
E0	測定用		打込式接地棒 10 φ -1, 500 - × 1 箇所

注. 上記接地工事種別において接地抵抗値が規定値に達しない場合は、監督官と協議するものとする。

2 電灯設備

- (1) 配線器具は大角形を原則とし、プレートは特に明記ない限り合成樹脂製とする。
- (2) T型、引掛型、防水型又は3極等の特殊コンセントについては、特に明記ない限りプラグを取付ける。
- (3) 天井断熱材と照明器具の離隔を得るための枠組は特に明記ない限り本工事に含まない。
- (4) 蛍光管は原則として昼光色（三波長域）とする。
- (5) 分電盤内の配線には、回路番号又は使用負荷名を表示し、盤結線図をケース等に入れて収める。
- (6) 分電盤類からの配管が埋め込み又はいんぺい配管の場合における予備配管については、予備回路4回路以下の場合はPF22を1本、5回路以上の場合はPF22を2本以上、天井裏まで立ち上げ末端に位置ボックスを取り付ける。

3 動力設備

- (1) 電動機の端子箱への配線は、特に明記ない限り2種金属製可とう電線管にて行う。
ただし、湿気の多い場所及び水気のある場所はビニル被覆付とする。
- (2) 別途施工の電動機、制御盤等への配線接続は、特に明記ない限り本工事に含む。
- (3) 制御盤内の配線には、使用負荷名、回路及び制御番号等を表示し、盤結線図をケース等に入れて収める。
- (4) 空調設備等で、本工事において制御回路を有する場合は、関係業者と十分打ち合わせのうえ、試運転調整を実施する。

5 火災報知設備

- (1) 空気の壁貫通部等は合成樹脂電線管等にて保護する。
- (2) 天井裏をケーブル配線とした場合のスポット感知器（防水 防湿仕様は除く）の取り付けは、専用金具を用いたボックスレス工法としても良い。
また、総合盤への立下げ配線は原則として合成樹脂製可とう電線管（PF管）により保護する。

7 撤去工事

- (1) 撤去工事実施に当っては、撤去要領及び工程等について監督官と十分協議のうえ着手する。
- (2) 特に明記ない限り、コンクリート等に埋め込まれた配管類は撤去しない。
- (3) 撤去後不要になった穴などは、モルタルにて穴埋めする。
なお、仕上げは ○ 本工事 ○ 別途工事 とする。
- (4) 蛍光灯安定器、油入変圧器等の撤去（再使用する場合は除く）に当っては、PCB不含についてメーカー聴き取り等の確認を行うこととし、図面に示すものについては成分調査を行い、結果を監督官に報告する。
- (5) 特別管理産業廃棄物（PCB使用機器等含む）があった場合は、飛散、流出等の防止措置を行う等の適正な対処をするとともに監督官と協議する。

VII 機械設備工事仕様

標準仕様書等特記事項

※本特記仕様書においての圧力表記は「1MPa=10kgf/cm²」とする。

1 共通事項

(1) 配管工事

配管材料の区分

配管名	呼び径	施工区分	使用材料	接合方法
蒸気給気管※1	15-50	1・3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接※2
	65-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接
蒸気給気管※2	15-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接
蒸気還管	15-50	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、黒管)	溶接※2
冷却水配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-白)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接※1
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-白)	溶接※1
冷温水配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接※1
	65-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、黒管)	溶接
冷媒配管	1/4-2B	1・3	冷媒用銅管	
給水配管	15-80	1・3	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PA) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PB) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(VA) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(VB)	ねじ
		2・4	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PD) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VD)	ねじ
	15-50	1・3	水道用硬質塩化ビニル管(VP) 水道用硬質塩化ビニル管(HIVP)	接着剤塗布差込
	100-300	1・3	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管(FPA) フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管(FVA)	フランジ
		2・4	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管(FPD) フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管(FVD)	フランジ
排水及び通気配管	15-150	1・2・3・4	配管用炭素鋼鋼管(白管) 排水用ノクターンエポキシ塗装鋼管	ねじ
	32-200	1	配管用炭素鋼鋼管(白管) 排水用ノクターンエポキシ塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	M D
	30-125	1・2	排水・通気用鉛管	—
	—	2・4	硬質塩化ビニル管(VP) 硬質塩化ビニル管(VU)	接着剤塗布差込
	—	4	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)	接着剤塗布差込
	—	4	排水用リサイクル硬質塩化ビニル管(REP-VU) リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管(RS-VU)	接着剤塗布差込
汚水及び薬品排水配管		1・2・3・4	排水用ノクターンエポキシ塗装鋼管	ねじ
		1	排水用ノクターンエポキシ塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	M D
		2・4	硬質塩化ビニル管(VP) 硬質塩化ビニル管(VU)	接着剤塗布差込
プロパン配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-黒)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接※1
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-黒)	溶接※1
水消火配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ
		2・4	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(VS)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接
		2・4	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(VS)	溶接

配管名	呼び径	施工区分	使用材料	接合方法
水（連結送水）及び ハロング化物消火配管	15-80	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-40、白管）	ねじ
	100-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-40、白管）	溶接
不活性ガス消火配管	15-80	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-80、白管）	ねじ
	100-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-80、白管）	溶接
給湯配管※ ³	13-60Su	1・3	一般配管用ステンレス鋼管	拡張式
	75-300Su	1・3	一般配管用ステンレス鋼管	溶接 フランジ
給湯配管※ ⁴	1/2-6B	1・3	銅管（M）	差込
ろ過配管	15-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管（白管）	ねじ
油配管	15-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	溶接
		4	ポリエチレン被覆銅管（SGP-黒）	溶接
燃料配管	15-40	1・3	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	溶接
		4	ポリエチレン被覆銅管（SGP-黒）	溶接
	50-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）	溶接
		4	ポリエチレン被覆銅管（SGP-黒）	溶接

注：1 施工区分欄の数字は、以下のとおりとする。

- 1：屋内配管（機械室・便所含む）
- 2：屋内地中配管（機械室・便所含む）
- 3：屋内配管（架空・暗渠内・共同構内）
- 4：地中配管

2 蒸気給気管欄中 ※1：蒸気圧が0.1MPa未満の場合を示す。

※2：蒸気圧が0.1MPa以上の場合を示す。

3 蒸気還管は、還水圧送管を含む。

4 冷温水配管及びヘッダーの温水温度が55℃を超える場合は、配管用炭素鋼鋼管（黒）を使用する。

5 MD継手は、重力式（自然流下式）以外の配管及び土中埋設部分には使用しない。

6 屋外排水管及び通気管に硬質ポリ塩化ビニル管を使用する場合は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（RF-VP）を使用する。

7 大便器及び小便器の汚水接続は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（RF-VP）を使用する。

8 洗面器及び手洗器の排水接続は、銅管アダプターを用い銅管接続とする。

9 給湯配管欄中 ※3：水道水中の塩素イオン（Cl⁻）濃度が30ppm以下の自衛隊工事に適用する。

※4：米軍工事又は水道水中の塩素イオン（Cl⁻）濃度が30ppmを超える自衛隊工事に適用する。

〔注：給湯配管を採用するに当たっては、事前に監督官を通じて管理者などから当該地区の水質データを入力し、水道水中の塩素イオン（Cl⁻）濃度を確認すること。〕

10 一般配管用ステンレス鋼管の仕様については、次のとおりとする。

① 一般配管用ステンレス鋼管（JIS G 3448）は、SUS 304 TPDを標準とする。

② 壁又は床埋設する場合は、一般配管用ステンレス鋼管の外面に発泡ポリエチレンで被覆したもの（以下、「被覆ステンレス管」という。）を使用してよい。（仕様は製造者標準とする。）

なお、被覆ステンレス管を使用する場合は、保温を行わない。

③ 宿舍の住戸内ころがし配管に一般配管用ステンレス管を採用する場合は、保温工事を行う。

④ 鋼管との接続は、絶縁フランジ接合とし、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（施工3）によるものとする。

⑤ 取り外す必要のある箇所は、フランジ接合又は拡張式接合（60Su以下）とする。

11 宿舍の住戸内ころがし配管に銅管を採用する場合は、保温付被覆銅管としてもよい。

12 宿舍の給水及び給湯管改修工事における各戸内配管は、ポリブデン管又は架橋ポリエチレン管を使用してもよい。屋内露出配管とする場合は、化粧カバーを考慮する。

13 油配管とは、ボイラー用及び発電機用などユーティリティ関連施設（自動車用給油取扱所を含む。）における附帯給油管をいう。

14 燃料配管とは、航空機燃料取扱施設及び給油取扱施設等における燃料の取扱いが主目的となる給油管をいう。

15 接合方法欄中 ※1：呼び径100Aは、ねじ接合としてもよい。

※2：ねじ接合としてもよい。

16 配管付属品

冷温水及び冷却水配管に取付ける呼び径50以上の弁において、機器廻り配管及びヘッダー元バルブ等については、バタフライ弁を使用しても良い。ただし、管内流速及び使用温度についてはJIS B 2032「ウェハー形ゴムシートバタフライ弁」によるものとする。

(2) 保温の仕様区分

ア 屋内露出仕上げ

区 分	自衛隊工事	備 考
屋内露出保温外装	合成樹脂製カバー	

なお、保温外装がガラスクロスの場合の仕様は下表による。

イ 空気調和設備工事の保温

区 分		施工箇所	保温の種別	備考
管 (継手及び弁類を含む)	冷水・冷温水管 (膨張管含む)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A・(イ)・Ⅲ A・(ロ)・Ⅲ A・(ハ)・Ⅲ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅲ B・(ロ)・Ⅲ B・(ハ)・Ⅲ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C ₁ ・(イ)・Ⅲ C ₁ ・(ロ)・Ⅲ C ₁ ・(ハ)・Ⅲ	
		暗渠内 (ピット内を含む。)	D ₂ ・(イ)・Ⅲ D ₂ ・(ロ)・Ⅲ D ₂ ・(ハ)・Ⅲ	
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E ₃ ・(イ)・Ⅲ E ₃ ・(ロ)・Ⅲ E ₃ ・(ハ)・Ⅲ	
機器	冷水タンク 冷温水タンク 冷水ヘッダー 冷温水ヘッダー	—	F ₁ ・(イ)・Ⅶ F ₁ ・(ロ)・Ⅶ F ₁ ・(ハ)・Ⅶ	

ウ 給排水設備工事の保温

区 分		施工箇所	保温の種別	備考
管 (継手及び弁類を含む)	給 水 管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a ₁ ・(イ)・Ⅴ a ₁ ・(ロ)・Ⅴ a ₁ ・(ハ)・Ⅴ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅴ b・(ロ)・Ⅴ b・(ハ)・Ⅴ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C ₂ ・(イ)・Ⅴ C ₂ ・(ロ)・Ⅴ C ₂ ・(ハ)・Ⅴ	
		暗渠内 (ピット内を含む。)	d ₂ ・(イ)・Ⅴ d ₂ ・(ロ)・Ⅴ d ₂ ・(ハ)・Ⅴ	
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e ₃ ・(イ)・Ⅴ e ₃ ・(ロ)・Ⅴ e ₃ ・(ハ)・Ⅴ	

管 (継手及び弁類を含む)	排水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	$a_1 \cdot (i) \cdot V$ $a_1 \cdot (p) \cdot V$ $a_1 \cdot (h) \cdot V$	
		機械室、書庫、倉庫	$b \cdot (i) \cdot V$ $b \cdot (p) \cdot V$ $b \cdot (h) \cdot V$	
	排水管	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	$C_2 \cdot (i) \cdot V$ $C_2 \cdot (p) \cdot V$ $C_2 \cdot (h) \cdot V$	
		浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	$e_3 \cdot (i) \cdot V$ $e_3 \cdot (p) \cdot V$ $e_3 \cdot (h) \cdot V$	
機器	鋼板製 タ ン ク	—	$f_1 \cdot (i) \cdot VI$ $f_1 \cdot (p) \cdot VI$ $f_1 \cdot (h) \cdot VI$	

- 注: 1 パイプシャフト内 (軽量壁は除く) で結露のおそれがない排水管は、保温不良とする。
2 還水圧送管は、プレファブ二重管内を除き保温する。
3 空調機用冷媒管 (断熱材被覆銅管) の保温は、米軍工事を除き製造者の標準仕様とする。
4 蒸気配管の保温に使用する粘着テープは、保温外面温度に耐え得る仕様とする。
5 現場施工の保温材料は、上記のいずれでも使用してよい。
6 次のダクト及び弁等は、保温を施すこと。
① 最上階天井内の断熱材が天井敷き込みの場合の「最上階天井内の空調還りダクト」及び「最上階の天吊り隠ぺい形ファンコイルユニットの還りダクト」
② 機械室内空調還りダクト
③ 屋外の煙道
④ 空調用レターンチャンバー
⑤ 暗渠内の給湯管、蒸気管及び温水管の伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント

(ア) 保温外装の塗装

設備区分	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数			備考
	機材	状態		下塗り	中塗り	上塗り	
共通工事	保温外装 (アルミガラスクロス)	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、目止め材

注: 1 目止め材は、アクリル系水性塗料とする。

(イ) 屋内ダクト内面の見え掛かり部分

調合ペイント (黒ツヤ消し) 2回塗りとする。

(ウ) 屋外給汽配管の支柱の塗装

塩害の影響を受ける地域に設置する場合は、溶融亜鉛メッキ仕上げとし、その他の地域は塗装仕上げとする。

2 制御盤及び操作盤

公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 第2編第1章第2節及び各編での制御及び操作盤 (以下「制御盤等」という。) に関する記述の如何に関わらず0.2kW以上の電動機に付属される制御盤等は進相コンデンサーを設ける。ただし、1ユニットの装置全体で力率が定格出力時90%以上に確保できる場合またはインバーター制御を行う場合は、部分的あるいは全体として省略してもよい。

- 注: 1 進相コンデンサーが製造者の標準付属盤に納まらない場合には、別盤としてもよい。
2 0.2kW以上の電動機の制御盤等を電気設備で設置する場合は、進相コンデンサーを制御盤等内に設けるよう調整する。

3 総合調整

- (1) 本工事の総合調整は、標準仕様書の当該事項によるものとする。
 (2) 総合調整完了後、各測定結果をまとめた測定表等を監督官に提出する。
 (3) 飲料水、給湯の水質測定を実施する。(本工事に ○ 適用する ● 適用しない)
 なお、測定にあたっては、鉛濃度を含むものとする。

4 蒸気焚吸収冷温水機

24時間連続運転を行う施設(自衛隊隊舎、米軍家族住宅、将校・下士官住宅等)については、24時間連続運転で設計能力を10日間満足できる能力とし、適用は設計図による。

5 換気設備

- (1) 厨房の排気フードの吊り金物は、四隅に設け吊り間隔を1,500mm以下とし、堅固に取り付け、吊りボルトの下部には、ステンレス製又は黄銅製クロムメッキ仕上げ袋ナットを取り付ける。
 (2) 厨房排気ダクトは、アングル工法ダクトとし、板厚は次表による。

(長方形ダクト) [単位: mm]

ダクトの長辺	ダクトの板厚	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450>	0.6以上	0.5以上
451~1200	0.8以上	0.6以上
1201~1800	1.0以上	0.8以上
1801<	1.2以上	0.8以上

浴室及びシャワー室等の多湿排気は、ステンレス製(SUS304)とし、板厚は次表による。

(長方形ダクト) [単位: mm]

板厚	ダクトの長辺		
	低圧ダクト	高圧ダクト1	高圧ダクト2
0.5	750>		
0.6	751~1500	750>	750>
0.8	1501~2200	751~1200	751~1200
1.0	2201<	1200<	1200<

(スパイラルダクト) [単位: mm]

板厚	ダクトの長辺		
	低圧ダクト	高圧ダクト1、2	継手
0.5	600>	300>	
0.6	601~800	301~600	200>
0.8	801~1000	601~800	201~600
1.0		801~1000	601~800
1.2			801~1000

6 給湯設備

貯湯タンクの材質は、ステンレス鋼板製(SUS444)とし、適用は設計図による。